

## 平成30年第6回羽幌町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成30年9月12日（水曜日） 午前10時00分開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 一般質問

### ○追加日程

第 1 森淳君の議員辞職の件

第 2 選挙第 1号 議長の選挙

第 3 議席の一部変更

第 4 議長の総務産業常任委員の辞任の件

第 5 議長の議会運営委員の辞任の件

第 6 選任第 1号 議会運営委員の選任

### ○出席議員（10名）

1番 村田定人君

2番 金木直文君

3番 阿部和也君

4番 船本秀雄君

5番 小寺光一君

6番 熊谷俊幸君

7番 平山美知子君

8番 磯野直君

9番 逢坂照雄君

10番 寺沢孝毅君

### ○欠席議員（1名）

11番 森 淳 君

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長 駒井久晃君

副 町 長 江良貢君

教 育 長 山口芳徳君

監 査 委 員 鈴木典生君

農業委員会会長 高見忠芳君

会 計 管 理 者 熊木良美君

総務課長 兼電算共同化 推進室長 総務課総務係長	飯作昌巳君
地域振興課長	山田太志君
財務課長	酒井峰高君
財務課主幹 兼財政係長 管財係長	大平良治君
財務課税務係長	清水聡志君
町民課長兼住宅係長	山川恵生君
町民課主幹兼環境衛生係長	室谷眞二君
町民課総合受付係長	木村和美君
町民課町民生活係長	蟻戸貴之君
福祉課長	道端篤志君
福祉課子ども係長	今村裕之君
福祉課国保医療年金係長	木村謙彦君
健康支援課長	室谷みどり君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	豊島明彦君
健康支援課主幹兼保健係長	奥山洋美君
健康支援課介護保険係長	棟方富輝君
建設課長	金丸貴典君
建築課主任技士兼建築係長	敦賀哲也君
建築課主任技士兼土木港湾係長	石川隆一君
建設課管理係長	笹浪満君
建設課土木港湾係主査	宇野延仁君
上下水道課長	山平博久君
上下水道課 主任技士 兼業務係長	宮崎寧大君
上下水道課管理係長	吉田吉信君
上下水道課業務係主査	逢坂信吾君
農林水産課長	小笠原聡君
農林水産課農政係長	鈴木繁君
農林水産課水産林務係長	更科信輔君
商工観光係長	木村康治君
商工観光課観光振興係長	高橋伸君
商工観光課商工労働係長	富樫潤君
	大西将樹君

天 売 支 所 長	金 子 伸 二 君
焼 尻 支 所 長	熊 谷 裕 治 君
学 校 管 理 課 長 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	春 日 井 征 輝 君
社 会 教 育 課 長 兼 公 民 館 長 体 育 振 興 係 長	渡 辺 博 樹 君
学 校 管 理 課 総 務 係 長	近 藤 優 樹 君
学 校 管 理 課 学 校 教 育 係 長	藤 井 延 佳 君
学 校 管 理 課 学 校 教 育 係 主 査	中 佐 元 基 君
社 会 教 育 課 社 会 教 育 係 長	高 橋 司 君
社 会 教 育 課 体 育 振 興 係 主 査	近 藤 健 弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	伊 藤 雅 紀 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	飯 作 昌 巳 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	井 上 顕 君
総 務 係 長	杉 野 浩 君
書 記	土 清 水 彬 君

◎開会の宣告

○副議長（寺沢孝毅君） ただいまから平成30年第6回羽幌町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎町長挨拶

○副議長（寺沢孝毅君） 町長から議会招集挨拶の申し出がありますので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 第6回羽幌町議会定例会の招集に当たりまして、議員の皆様におかれましては何かとご多忙のところご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

去る9月6日未明に発生いたしました平成30年北海道胆振東部地震は、北海道で初めてとなる震度7の揺れが観測され、大規模な土砂崩れや液状化現象による道路陥没が発生する未曾有の災害となりました。この場をおかりいたしまして、亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様及び関係者のご心中、ご労苦、ご苦勞に心よりお見舞いを申し上げます。本町におきましては、幸いにも町民の生命や財産にかかわる惨事には至りませんでした。道内全域で発生した停電に伴って浄水場の揚水ポンプが停止し、復旧までには長期化との想定もありましたことから、断水せざるを得ない事態となりました。また、停電復旧後も北海道内における電力供給に限りがあり、節電の取り組みが必要な状況となっております。町といたしましても、今後の計画停電や再度の大規模停電を回避するため、周知、啓発や街路灯の一部消灯などを行い、皆様の暮らしや事業活動への影響緩和に努めているところであります。町民の皆様には大変なご心配とご不便をおかけいたしましたことにつきまして心よりおわび申し上げますとともに、ライフライン確保のための節電、節水にご理解、ご協力を賜りましたことに対しまして改めて深く感謝申し上げます。詳細につきましては、この後に開催予定であります羽幌町防災計画調査特別委員会において説明させていただきますが、改めて自然災害の恐ろしさを痛感するとともに、災害がいつどこで発生しても不思議ではないことを考えさせられたところがあります。これからも常日ごろから防災意識を高め、万が一の事態に備えてまいりたいと考えております。

また、先月報道発表いたしました職員の不適切な事務処理につきましては、当事者を初め町民の皆様にご迷惑をおかけいたしましたところであり、深くおわび申し上げます。詳細につきましては、農作物の生育状況と観光客の入り込み状況とあわせてこの後の行政報告で述べさせていただきますが、今後このようなことが起こらないよう十分注意して行政執行に当たってまいりたいと考えております。

さて、本定例会に提案しております案件は、報告1件、議案として条例案1件、30年度補正予算案7件、そして、平成29年度各会計決算認定8件の合わせて17件であります。

す。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○副議長（寺沢孝毅君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（寺沢孝毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

3番 阿部和也君                      4番 船本秀雄君

を指名します。

◎会期の決定

○副議長（寺沢孝毅君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

9月6日、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長からの報告を求めます。

議会運営委員会委員長、熊谷俊幸君。

○議会運営委員会委員長（熊谷俊幸君） 報告します。

9月6日、議会運営委員会を開催し、今定例議会の運営について慎重に協議をした結果、次のとおりであります。

定例会における提出案件は、報告1件、議案8件、認定8件、発議3件、意見案1件、都合21件、加えて一般質問4名10件となっております。議会運営委員会では、これらの案件を勘案の上、定例会の会期は本日から14日までの3日間と決定いたしました。

次に、審議予定について申し上げます。本日は、この後諸般の報告、行政報告、一般質問をもって終了といたします。明13日は、報告、一般議案、補正予算、平成29年度各会計決算認定の提案理由の説明を聴取した後、決算特別委員会を設置し、付託して休会とします。その後、決算特別委員会を開催し、監査委員報告の後、各会計決算の内容説明を求めてから審議及び調査を行います。14日、本会議に戻し、各会計決算認定及び発議、意見案の審議を行います。

本日程の中で議事運営が敏速に進行されますよう、議員各位の特段のご協力をお願い申し上げます。

以上であります。

○副議長（寺沢孝毅君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日から9月14日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（寺沢孝毅君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月14日までの3日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○副議長（寺沢孝毅君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席届け出は11番、森淳君であります。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から平成30年度6月分から7月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、報告いたします。ご了承願います。

次に、議員の出張報告を配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、各常任委員会から閉会中の継続調査とした所管事項について委員長より調査の結果を報告します。

最初に、総務産業常任委員会委員長、金木直文君。

○総務産業常任委員会委員長（金木直文君）

平成30年 9月12日

羽幌町議会議長 森 淳 様

総務産業常任委員会  
委員長 金 木 直 文

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

平成30年 7月25日

まちづくり応援寄附金の状況と活用について

以上、総務産業常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これにかえることといたします。

以上です。

○副議長（寺沢孝毅君） 次に、文教厚生常任委員会委員長、磯野直君。

○文教厚生常任委員会委員長（磯野 直君）

平成30年 9月12日

羽幌町議会議長 森 淳 様

文教厚生常任委員会  
委員長 磯 野 直

## 所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

### 記

#### 所管事務調査事項

平成30年 7月13日

武道館設計案について

平成30年 8月31日

子育て支援について

以上、文教厚生常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これにかえることといたします。

以上です。

- 副議長（寺沢孝毅君） これで諸般の報告を終わります。  
暫時休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

- 副議長（寺沢孝毅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎日程の追加

- 副議長（寺沢孝毅君） お諮りします。

森淳君から議員の辞職願が提出されています。森淳君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 副議長（寺沢孝毅君） 異議なしと認めます。

したがって、森淳君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

#### ◎森淳君の議員辞職の件

- 副議長（寺沢孝毅君） 追加日程第1、森淳君の議員辞職の件を議題とします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

- 議会事務局長（井上 顕君） 平成30年9月11日、羽幌町議会副議長、寺沢孝毅様。羽幌町議会議員、森淳。

辞職願。このたび一身上の都合により議員を辞職したいので、地方自治法第126条の規定により許可されるようお願い入れます。

辞職年月日、平成30年9月12日。

以上です。

- 副議長（寺沢孝毅君） お諮りします。  
森淳君の議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 副議長（寺沢孝毅君） 異議なしと認めます。  
したがって、森淳君の議員辞職を許可することに決定しました。

#### ◎日程の追加

- 副議長（寺沢孝毅君） お諮りします。ただいま議長が欠けました。ついては、選挙第1号 議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 副議長（寺沢孝毅君） 異議なしと認めます。  
したがって、選挙第1号 議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

#### ◎選挙第1号

- 副議長（寺沢孝毅君） 追加日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。  
選挙は、投票で行います。  
議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

- 副議長（寺沢孝毅君） ただいまの出席議員は10名です。  
次に、立会人を指名します。  
会議規則第32条の規定により、立会人に2番、金木直文君、8番、磯野直君を指名いたします。  
投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

- 副議長（寺沢孝毅君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

- 副議長（寺沢孝毅君） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。

（投票箱点検）

- 副議長（寺沢孝毅君） 異状なしと認めます。  
念のため申し上げます。  
投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票

願います。

点呼を命じます。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

(投票)

○副議長（寺沢孝毅君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（寺沢孝毅君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

2番、金木直文君、8番、磯野直君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○副議長（寺沢孝毅君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票10票

有効投票中

熊谷俊幸君10票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、熊谷俊幸君が議長に当選されました。

出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○副議長（寺沢孝毅君） ただいま議長に当選されました熊谷俊幸君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

議長に当選されました熊谷俊幸君より発言の申し出がありますので、これを許します。

○議長（熊谷俊幸君） 一言ご挨拶を申し上げます。

責任の重大さに身の引き締まる思いです。残り任期7カ月余りの期間、町民の目線に立ち、安全、安心、さらなる生活向上とふるさと、我が町、羽幌町のますますの発展に誠心誠意取り組み、リリーフ役として全力投球をすることを誓います。山積する諸問題解決のため開かれた議会、行動する議会、実行する議会をモットーに中立公平な議会運営に誠心努力を重ねてまいりますので、議員並びに理事者各位のご理解と温かいご協力を切にお願い申し上げ、簡単措辞でございますが、就任の挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○副議長（寺沢孝毅君） 議長を交代いたします。

熊谷議長、議長席にお着き願います。

(議長交代)

◎日程の追加

○議長（熊谷俊幸君） お諮りいたします。

議長選挙に伴い会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。ついては、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題にしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議席の一部変更

○議長（熊谷俊幸君） 追加日程第3、議席の一部変更を議題とします。

お諮りいたします。議会の運営に関する基準により、私熊谷議員の議席を最終番である11番に変更します。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、熊谷俊幸議員の議席番号を11番に変更することに決定しました。

私は、総務産業常任委員及び議会運営委員であります。議長に就任いたしましたので、常任委員及び議会運営委員を辞任いたしたいと思いません。地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、副議長と交代をいたします。

（議長 熊谷俊幸君 退場）

（議長交代）

◎日程の追加

○副議長（寺沢孝毅君） お諮りします。

ただいま議長から常任委員及び議会運営委員を辞任したい旨の申し出がありました。ついては、議長の総務産業常任委員の辞任の件及び議長の議会運営委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第4及び追加日程第5として直ちに議題にしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（寺沢孝毅君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務産業常任委員の辞任の件及び議長の議会運営委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第4及び追加日程第5として直ちに議題とすることに決定しました。

◎議長の総務産業常任委員の辞任の件

○副議長（寺沢孝毅君） 追加日程第4、議長の総務産業常任委員の辞任の件を議題とします。

議長から総務産業常任委員の辞任の申し出がありました。議長は、その職務上どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、1個の委員会に委員として所属することは適当でなく、また行政実例及び議会の運営に関する基準においても議長については辞任を認めているところでもありますので、総務産業常任委員を辞任したいとするものであります。辞任の申し出について許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（寺沢孝毅君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務産業常任委員の辞任については許可することに決定しました。

◎議長の議会運営委員の辞任の件

○副議長（寺沢孝毅君） 追加日程第5、議長の議会運営委員の辞任の件を議題とします。

議長から議会運営委員の辞任の申し出がありました。議長は、その職務上どの委員会にも出席する権限を有しているほか、議会の運営に関する基準においても議長は議会運営委員会の委員にならないとされているところでもあります。辞任の申し出について許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（寺沢孝毅君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の議会運営委員の辞任については許可することに決定しました。

議長と交代いたします。

（議長 熊谷俊幸君 入場）

（議長交代）

◎日程の追加

○議長（熊谷俊幸君） お諮りいたします。

議長の議会運営委員の辞任に伴い議会運営委員に欠員が生じました。ついては、選任第1号 議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、選任第1号 議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎選任第1号

○議長（熊谷俊幸君） 追加日程第6、選任第1号 議会運営委員の選任を議題とします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定によって、1番、村田定人君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をしましており1番、村田定人君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

◎行政報告

○議長（熊谷俊幸君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 既に新聞にて報道されておりますが、町税等の収納事務における郵便振替払い込み取扱票が紛失していることが判明し、納入者並びに町民の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことについてご報告申し上げます。

この郵便振替払い込み取扱票は、納付する税目、金額、納入義務者氏名等が記載されたいわゆる納入通知書と同等のもので、ゆうちょ銀行で納付した場合、受け付け日ごとにまとめられ、羽幌町宛てに送付されるものでありまして、担当係では受領した郵便振替払い込み取扱票をもとに税目、金額等を一覧表に入力した後、一時保管しているものであります。今回の事案につきましては、7月24日納付分の当該取扱票を担当係が受領した後、一覧表を作成し、他の日に受領していた取扱票と同じ場所に保管したと認識していたところですが、後日当該納付額の収入事務の準備のために確認したところ、紛失していることに気づいたものであります。紛失した取扱票の内訳は、固定資産税が7件、国民健康保険税が4件、道町民税3件、公営住宅使用料2件、まちづくり応援寄附金1件の合計17件であります。紛失の判明後、町内在住者に対しましては担当課長と担当者が直接訪問し、経緯の説明とおわびを申し上げ、離島地区及び町外に居住している方には謝罪文書を送付させていただいたところであります。なお、紛失した取扱票の納付情報につきましては、一覧表を作成していることから、内容を把握しており、収納管理には支障ございません。また、紛失判明から報告があった日までに担当係における文書発送や書類配布等は行っておらず、これまで外部から当該取扱票の誤送付などの通報もないことから、外部への税情報等の流出はないものと考えております。このたびの原因であります。日常の書類管理意識の重要性にあわせて、個人情報、税情報が記載された書類であることの意識が希薄であり、町職員としての責任と自覚が不足していたものであり、当事者並びに町民の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことに深くおわび申し上げます。本件の担当者に対しては、文書による注意処分を、また指導、監督の立場にあった担当課長並びに係長

に対しては口頭による注意を行いました。このような事態を重く受けとめ、全職員に緊張感と責任感を持った職務の遂行に加え、書類管理の徹底を図るよう指導したところであります。今後このようなことがないよう再発防止に万全を期し、町民の信頼回復に努めてまいりたいと存じます。

以上、職員の不適切な事務処理についての報告といたします。

続いて、水稻及び主要農作物の生育状況についてご報告申し上げます。初めに、気象経過の概要であります。5月は平年よりやや高目の気温でありましたが、6月は日照不足により気温は若干低目に推移いたしました。7月も曇天が続き日照時間が平年を下回りましたが、気温は平年並みに戻り、8月も気温と日照時間が平年を下回り、3カ月を通して見ますと気温、日照時間ともに平年を下回った状況となりました。降雨量については、平年より多い状況にあり、特に7月上旬には集中豪雨が発生し、若干の農地被害があったところであります。

次に、9月1日現在の主要な作物の生育状況について申し上げます。水稻は、6月から7月上旬の低温、日照不足の影響で初期茎数が少なく、生育後半の遅発分けつの出現により穂ぞろいが悪い傾向にあります。稈長、穂長ともに短く、8月の低温、日照不足により登熟はやや緩慢となっております。7月下旬の高温多照により稔実歩合、穂数ともに平年並みとなっておりますが、1穂もみ数が少ないことから、平方メートル当たりの総もみ数は平年の90%にとどまっております。

秋まき小麦は、積雪期間が長かったため、越冬状況は不良で、平年より2日遅い起生となりました。また、6月から7月上旬にかけての低温、日照不足で登熟が劣ったほか、長雨の影響により赤カビ病が発生し、収量、品質はいずれも平年を下回っている状況にあります。春まき小麦は、播種作業が平年並みに行われ、5月の好天により初期の生育も良好でありました。6月の低温で出穂はおくれたものの、7月に天候が回復したことにより後半の登熟は確保され、収量、品質は平年並みで推移いたしました。

大豆は、播種以降の少雨、低温により出芽がおくれ、6月から7月上旬の低温、日照不足により著しく生育が抑制されたところでもあります。7月下旬の高温により急激に開花、受精が進み、着きょう数は平年より多い状況ではありますが、草丈が短く、葉数も少ないことから、生育は平年より5日おくれとなっております。

小豆は、播種作業は順調で、出芽も良好でありましたが、低温、日照不足により生育は平年より3日おくれとなっております。また、草丈が著しく短く、葉数も少ないため、着きょう数は平年の53%と極端に少ない状況となっております。

アスパラガスは、融雪が平年より1日遅かったものの、4月中下旬は気温が高く、例年よりやや早く出荷が始まりました。5月下旬の少雨、6月の低温、日照不足により若茎の伸長はやや緩慢に進みましたが、選果は昨年と同時期に終了し、全体の収量は21トンと例年よりも少なくなっております。なお、斑点病、茎枯れ病の発生は、少な目で推移している状況となっております。

以上、水稻及び主要農作物の生育状況についての報告といたします。

次に、観光客の入り込み状況についてご報告申し上げます。初めに、離島地区についてご報告申し上げます。まず、天売島であります。観光協会天売支部の主催により7月21、22日に天売ウニまつりが開催され、日本一の品質を自負するウニは天候不良により例年に比べ数量を確保できなかったものの、2日間で約500キログラムを販売、延べ約1,000人の入り込みがあり、盛況にて終了したところであります。

また、焼尻島においては、貴重な焼尻サフォーク肉を味わうことができる焼尻めん羊まつりが観光協会焼尻支部の主催により8月4日、5日の2日間の日程で開催され、天候にも恵まれ、17頭分約200キロのサフォーク肉を販売、延べ約1,000人の入り込みがあり、こちらについても大盛況にて終了したところであります。

離島観光誘客を促進することを目的に天売、焼尻両島を舞台に実施された謎解き、宝探しイベント、宝島2018は、訪れた観光客が気楽に参加できるよう昨年からの参加料を安価に設定し、また例年より開始日を早めて、期間を7日間ふやしたことにより7月14日から8月30日までの48日間で天売島コース107名、焼尻島コース245名の合計352人の参加者が両島の観光スポットをめぐるしました。

これらのイベントでは、例年並み、もしくは例年以上の入り込み参加がありましたが、悪天候や団体客から個人客への客層の移行等が影響し、5月から7月の離島への乗船客数は残念ながら減少しております。

次に、市街地区であります。水揚げ量日本トップクラスを誇る甘エビの新鮮さや味覚をPRする第8回はぼろ甘エビまつりが今年も町内各事業所や羽幌高等学校生徒ボランティアのご協力をいただきながら、6月23日、24日の両日開催されたところであります。甘エビは、数年来続く不漁により昨年に比べ2.2トン少ない4トンの販売となりました。雨天の影響も心配される中での開催となりましたが、実行委員会による箱売り数量確保のための工夫や新たなステージイベントを考案するなどの満足度向上を図る取り組みが功を奏し、全道各地より延べ4万1,000人も入り込みがありました。次年度以降についても実行委員会への支援を通して本イベントを契機とした本町へのますますの観光誘客に努めてまいりたいと考えております。

また、市街地区における観光体験メニューの造成と中心市街地への観光誘客を目的とした謎解き、宝探しイベント、オロ坊とサンセット王国の秘宝が今年度より新たに行われました。6月18日から8月31日までの75日間、199人の参加者が離島やバラ園を中心に町なかをめぐる、町内での滞在時間を延長することができたものと考えております。

また、サンセットビーチでは、羽幌の夏の風物詩でもあります花火大会が7月28日に多くの事業所の協賛をいただき開催されたほか、8月5日には48チーム160人が熱戦を繰り広げたビーチバレーボール大会が開催されたところであります。

はぼろバラ園では、枝の剪定や花摘み作業を町民ボランティアの皆さんの手もおかりして行っており、見学者からは管理の行き届いた道北随一のバラ園として大変好評をいただ

いているところであります。また、車椅子でも気軽に見学できるよう昨年園路を舗装化しており、今後の観光入り込みに大いに期待しているところであります。

このほか、交流人口の拡大による地域の活性化を目的とした合宿等誘致事業については、7月下旬から8月末にかけて18団体が本町を訪れました。内訳は、高校生が野球部1校、バレーボール部10校、バスケットボール部3校、なぎなた部1校、そのほかではサッカークラブチーム1団体、大学剣道部1団体、教育旅行1団体となっており、延べ宿泊者数は昨年よりも28名多い1,155名となっております。バレーボールを初めとする体育団体による合宿は、本町の青少年も参加するなど、同世代と交流を深める絶好の機会となっております。また、本町において年々合宿利用者が増加している背景には、町内体育関係団体の協力のもと長期間充実した体育施設を利用できることはもとより、体育協会職員によるトレーニング指導が受けられることも大きな魅力の一つとなっておりますことから、施設や人材の活用など本町の体育振興にとって極めて有益な事業となっているものと捉えております。

今後におきましても羽幌町観光協会を初め関係機関と密接に連携し、天売島、焼尻島の魅力を存分に生かしながら、交流人口の拡大による地域の活性化を目指した観光施策を展開し、羽幌町のますますの魅力向上につなげてまいりたいと考えております。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議長（熊谷俊幸君） これで行政報告を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（熊谷俊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎一般質問

○議長（熊谷俊幸君） 日程第5、一般質問を行います。

発言は通告順に許します。

順序は次のとおりです。4番、船本秀雄君、7番、平山美知子君、10番、寺沢孝毅君、2番、金木直文君、以上4名であります。

最初に、4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） 最初に、このたびの胆振東部地震及び台風21号により被災されました皆様方に謹んでお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

それでは、私から3件質問をいたします。まず、1件目は町道に係る歩道の整備であります。町政執行方針で町道は町民生活や産業活動に欠かすことができない社会基盤として

適切な管理に努めるほか、機能向上を図るための改良を行う方針が示されております。我が町の町道の一部である歩道は、傾斜や段差が多く、高齢者や子供たちの歩行に支障を来している現状であります。また、7月24日開催の町外から転入してこられた方と議会との懇談会での意見交換会に寄せられたアンケート調査のご意見は、ご承知のとおりであります。お二人の方から歩道の状況についてのご意見がございました。1点目は、歩道の段差があり、歩きにくいと。2点目は、歩道の舗装が風化により劣化し、崩れているところがあり、ベビーカーを押して歩く際に足がとられるなどのご意見でありました。また、歩道が歩きにくいと、その場所によっては車道を歩行するなど非常に危険な状況にもあります。高齢者が歩くことは足腰を鍛えるので、老化防止にもなり、血圧にもよいなど多くの利点があります。老幼男女を問わず、健康を維持し、増進するには歩くことが最適だと言われております。それには安心して歩行ができる安全な歩道の整備が急務であると考え、以下4点について質問いたします。

1、町道、歩道の管理保全体制はどのように行われているのか。また、現状の歩道をどのように把握しているのか。

2、車庫前や駐車場前などの出入り口と車道との段差から歩道の切り下げについての許可申請があると思いますが、その申請から現地確認及び許可までの流れについてどのようになっていますか。

3、車庫や駐車場を廃止した場合の原状復帰の取り扱いについてはどうか。

4つ目、多くの住民から歩道の整備について相談され、昨年行政へ歩道の整備について要望いたしました。現在小学校の周辺の歩道整備を3カ年計画で実施しており、その事業が完了後に全町的な歩道整備を考えたい、そのためには早急に年次計画を策定し、検討したいとのことでしたが、現在その年次計画の進捗状況はどのようになっているのかお聞きします。

2件目は、羽幌町における住宅、建築物の耐震促進計画であります。国は平成26年に建築物の耐震改修の促進に関する法律が制定されたことに伴い、本町では国の基本的な方針、北海道の耐震改修計画との整合性などを図りながら、平成24年度に策定した羽幌町耐震改修促進計画を見直し、平成28年度を初年度とする新たな5カ年計画を策定しました。新計画では、計画最終年の平成32年、町内の住宅、建築物の耐震化目標を国や道と同様に95%に設定しております。強い地震や津波で家屋の倒壊など大きな被害、さらに死傷者も出ている状況から、大地震は全国どこでも起こり得ると言われております。我が町も防災体制として羽幌町地域防災計画を策定し、防災ハザードマップの配布、防災訓練など町民の防災に対する意識の高揚に取り組んでおりますが、住宅、建物の耐震は喫緊の課題であることから、以下3点について質問いたします。

1、昭和56年6月以降に建設した住宅は、現行の耐震基準により設計、施工されていると思われませんが、56年5月以前に建設した町内の民間住宅の棟数及び56年6月以降に建設した棟数はどの程度ありますか。

2、目標達成に向けて耐震化の必要についての意識啓発、耐震改修に対する国などの支援制度の周知や耐震化情報の提供はどのような方法で取り組んでいますか。

3、国などの支援策としての補助率はどのようになっているのか。

3件目は、羽幌町すこやかロードの利用促進についてであります。時々朝夕散歩に出てみますと、老幼男女を問わず多くの方が散歩されている姿が見受けられます。健康を維持し、増進することは、ウォーキングが最適だと言われております。また、特段の道具も設備も不要で、必要なのは歩こうという意味と1足のシューズだけであります。以前本町では、北海道と北海道健康づくり財団が主体となりまして、身近で気楽に健康づくりを行うためのウォーキングコース、羽幌町すこやかロードを認定されまして、地域における健康づくりを盛り上げてきました。羽幌町すこやかロードは、バラコース1，800メートルと花しょうぶコース3，600メートルの2つのコースがあります。現在このコースを何人かの住民の方が利用しているようではありますが、多くの方が知らないでいると伺いました。以前のように、コースのマップを1年に1回でも住民に配布し、多くの住民が安全なコースでウォーキングを楽しむことにより健康の増進、医療費の抑制にもなり、国保会計の改善にもつながるものと考えますが、いかがでしょうか。

以上でございます。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 船本議員のご質問、1件目、町道に係る歩道の整備についてお答えいたします。

1点目の管理保全体制及び現状把握についてであります。町道や歩道の状況確認につきましては、羽幌町道路環境事業協同組合に委託している道路維持管理業務及び職員によるパトロールで把握しております。歩道の縁石や舗装等の劣化が進んでいるところや段差がある箇所など歩行する上で支障が生じている状況については、議員ご指摘のとおりと認識しております。このため、町では特に雪解け後の4月を重点的に点検し、傷んでいる箇所を修復しているほか、通常のパトロールや町民からの通報など随時対応しているところであります。また、草木の繁茂など使用していない植樹ますについては、廃止や整地を行い、歩行に支障のない歩道整備を進めている状況であります。

2点目の切り下げに係る許可申請の流れについてであります。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法や羽幌町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例等に基づき、申請を受けた時点で内容を審査し、状況が不明な場合は職員による現地調査や請負事業者と調整を行い、許可をしております。

3点目の原状復帰の取り扱いについてであります。道路法等関係法令においてその旨の規定はないため、車庫や駐車場を設置するために歩道を切り下げし、その後の当該施設を廃止したとしても、申請者に対して原状回復するよう指導は行っておりません。ただし、歩道を整備する中で既に車庫や駐車場がないにもかかわらず、切り下げられている箇所が

ある場合については、地権者と協議した上でもとどおりに整備しております。

4点目の歩道整備の年次計画の進捗状況についてであります。現在は通学路を優先しており、総延長約15.8キロメートルのうち、羽幌小学校周辺の南4条通りと南5条通りの歩道約715メートルについて平成29年度より段階的に整備しております。なお、歩道整備に係る年次計画策定の必要性は認識しておりますが、整備費は全額町の持ち出しとなることや毎年1町間程度の進捗状況であることから、現段階で長期的な計画を策定することは難しいと判断しております。このため、当面は老朽化の著しい箇所や町民からの要望等を整理しながら、順次整備してまいりたいと考えております。

次に、ご質問2件目、羽幌町における住宅、建築物の耐震促進計画についてお答えいたします。1点目の町内民間住宅の建設棟数についてであります。羽幌町耐震改修促進計画において使用しております固定資産税台帳に基づく民間住宅の総数により、平成30年1月1日現在で昭和56年以前に建設された住宅は2,115棟、昭和57年以降に建設された住宅は1,695棟となっております。

2点目の支援制度の周知や耐震化の情報提供についてであります。羽幌町耐震改修促進計画概要版を町ホームページで情報提供しているほか、大規模建築物の耐震診断の義務化、ブロック塀等の倒壊防止など安全管理の対応について広報はぼろに掲載し、周知を図ってきているところであります。なお、国等の支援策につきましては、それぞれの機関が周知しておりますので、町の広報媒体を利用した周知は特段実施しておりません。今後につきましても町民の皆様に耐震化への理解を深めていただけるよう内容を工夫して取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の国等の支援策の補助率についてであります。既存の住宅に対する耐震化の補助については住宅・建築物安全ストック形成事業という国の制度があります。この制度は、建物所有者が実施する住宅、建築物の耐震診断や耐震改修等について地方公共団体と連携し財政的支援を行うもので、公共施設も対象となるものであります。住宅に関連する主なものといたしましては、まず耐震診断等における補助率は基本的には対象事業に要する費用の3分の1を国と地方公共団体がそれぞれ補助する内容です。次に、耐震改修等における補助率は、定率補助と定額補助の選択制となっており、どちらも上限額が設定されております。定率補助の場合は事業に要する費用の11.5%を国と地方公共団体がそれぞれ補助し、定額補助の場合は事業に要する費用に対応する補助額を国と地方公共団体がそれぞれ2分の1ずつ補助する内容です。このほか、耐震改修を行った住宅に関する減免制度といたしまして、所得税では住宅耐震改修特別控除や住宅ローン減税があるほか、町税では固定資産税の一定額を減額する事業を実施しております。なお、町といたしましては、これまで耐震化に関する住宅の相談が皆無であったことや耐震化の対象となる約38年以上前の住宅が診断を受けて改修に至るまで一定の補助を受けたとしても、本人の負担は大きく、現実的になじまないものと考えておりますことから、国等と連携した支援策は講じておりません。

次に、ご質問3件目、羽幌町すこやかロードの利用促進についてお答えいたします。健康づくりを推進するための環境整備として、北海道と北海道健康づくり財団ではウォーキングを行うためのコースをすこやかロードとして認定しています。身近で気軽なウォーキングに注目し、住民の健康づくりの機運を盛り上げることを目的としたもので、当町でははぼろ温泉サンセットプラザ及びはぼろバラ園などを経由するはぼろ散歩道バラコースと比較的交通量の少ない広域農道を通り、朝日公園で折り返すはぼろ散歩道花しょうぶコースの2つが羽幌町すこやかロードとして平成19年10月に認定を受けたところであります。翌年の平成20年度以降広報はぼろでの特集や専門講師によるウォーキング教室を開催、さらには特定健診の結果説明の際に同封する羽幌町健康づくり事業の中で紹介するなどコース並びにウォーキングの啓蒙、普及を図ってきたところであります。議員ご質問のとおり、多くの町民がウォーキングを楽しむことにより健康増進が図られ、その結果として医療費が抑制され、国保会計の改善につながることで、またその一助としてすこやかロードが利用されることは町といたしましても大変喜ばしいことと考えております。その一方で、近年は自宅を始点、終点とした独自のコースを楽しむ町民が多く見受けられ、ウォーキングを通して健康づくりの機運を盛り上げるという一定の目的は達成したものと認識しておりますことから、今後につきましては町民の自主性を尊重しつつ、さらに健康維持、増進につながるようウォーキングの啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、船本議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷俊幸君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） それでは、私から再質問を行います。

まず、1件目の町道に係る歩道の整備でありますけれども、町道、歩道の状況確認は委託業者、また職員のパトロールで把握していると。こういう傾斜、段差がある場所は十分認識しているけれども、雪解けの4月に重点的に点検をしているのだというお答えでございましたけれども、すると町民や業者のほうから、そういう傷んだところがあれば随時直しているよというお答えかと思えますけれども、それでは私はこれからこういう場所が悪いという何か所か、たくさんあります。そういうところを情報提供すれば、即手をかけていただけるという理解をしていいのかどうなのかお答えください。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 答弁申し上げましたことは、担当課、そして職員で調査をし、さらに町民のご意見として足りないものについてはそういうご意見を参考にしながら、そして次年度やることの中の勘案する材料として参考にしたいという考えでございまして、財源もかかることですので、申し出があれば全てすぐ翌年、年度内にやるというようなことではございませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（熊谷俊幸君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） お答えでは、通常のパトロールや町民からの通報など随時対応し

ていくのだと。この対応という意味は、次回の検討材料にするという意味なのですか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） はい、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） 私は、文章的にはちょっと冷たいなという感じがします。それであれば、財源の問題もあります。行政も一遍にできないということは十分わかっています。そして、これからこの後にも再質問させていただきましても、すこやかロードの関係などもありまして、できるだけ歩道直していなかったら、この後からのすこやかロードの答弁でもすこやかロードもう10年たったのだから、余りやりたくないのだと、ほかのことで考えているのだというような答弁しか見えてこないのです。どうも私はそういうあれが伝わってこないような気がします。ですから、私はやれないのならやれない、年間これだけの予算組むときは、町長さんの考えですから、例えば土木費、農業もあり、水産もあり、観光もある、こういう町の中でそれぞれに限られた予算の中で予算を組むわけですから、歩道が悪いのは十分わかると。だから、危険場所から随時やっていくという答えであれば私もわかりますけれども、この答えでは、随時対応するという言葉であれば、私は即やっていただけるのかなと思って、若干喜んでいたのです。ところが、町長さんの答えではそうでないよと。翌年の予算に関しての参考材料にするのだというのであれば、それならそうはっきり言わなかったら、やっぱり私に言っているというよりも、町民に対するお答えでありますから、しっかりそこら辺町民に対して、私は町民なのだ、議員ではないという形でお答えをいただきたいと私は思います。それでわかりました。その意味はわかりましたので、次に行きます。

今植樹ますの関係町長お答えしましたけれども、これは今年から石を積めて上を舗装しています。これは、私も理解し、認めます。非常にいいなと思います。ただ、ここで軽微な修理については一緒にやったほうが私は安いと思うのです。そこら辺どうでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） そういうものは従来よりそういうやり方をしているというふうには思っておりますので、直接私も見ているものはございませんので、今お答えできるものはございませんけれども。

○議長（熊谷俊幸君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） 今私再質問させてもらった件について担当課長さんはどのようにお考えになっておりますでしょうか。現地行ってやっぱり見るというのが担当課長さん、係長さん、それから建設課のほうの技術屋さんだと思いますので、どなたか現場をよく見ていらっしゃる方、ちょっと考え方お聞かせください。

○議長（熊谷俊幸君） 建設課長、敦賀哲也君。

○建設課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

簡易的な補修につきましては、先ほどの町長の答弁にもございましたようにパトロール

等把握いたしまして、来年度の予算要求するものについてはそういうふうにしておりますし、簡易的にでこぼこで補修しなければならないところにつきましては、随時そういう部分では補修等しながら適切な管理をしているということでございます。

○議長（熊谷俊幸君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） 明瞭なお答えをいただきました。やはり担当課長のほうが現場によく足を運んでいらっしゃるということが伝わってまいりました。

それでは次に、車庫前、駐車場の出入り口の歩道の切り下げでありますけれども、これは申請に基づき内容を審査し、許可し、さらに完成後に申請どおりかどうかの確認はしていないのでしょうか。これは担当課長で結構です。

○議長（熊谷俊幸君） 建設課長、敦賀哲也君。

○建設課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

切り下げについての許可についてのご質問でございますが、答弁にもございますとおり事前に事前審査をしているということでございますので、許可した後の完成後につきましては写真等の報告を受けて、それで内容の把握をしているという状況でございます。

○議長（熊谷俊幸君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） そういう写真等で確認できれば、私は現地確認までしなくてもいいとは思いますが。ただ、写真でもわかるようにきちっとしているのであれば、これだけの段差のある、本当町の中でもひどい、自転車でも転ぶのではないかとというようなところもあるのです。だけれども、写真だけでこれ判定できないから、こういう問題が起きているのかなと私は考えます。それであれば、やはり行政の場合は申請が出て、審査して、そして現地確認をし、許可を出すと。完成後には申請どおりきちっとなっているかどうか、無論写真もつけて完成報告はするでしょうから、それに基づいて、そんなに時間かかるわけでもないから、確認申請、現地確認をします。例えば10センチと言ったら極端かも知れませんが、10センチ下げるといったのがまた下げていたと。申請と合わないという部分があるから、こういう状況がたくさんあるのではないかと私は思うのです。昔のことを言ってもどうもなりませんから、今後私はそういう確認が必要ではないかなと思うのです。でなければ、この後に私質問しようと思いましたが、ここで一緒に質問させていただきますけれども、原状復帰については特に原状復帰は許可のときに条件としてはしていないということになりますと、全部が切り下げたやつは町が町民の税金を使って直すことになります。これでは町民、私は納得しないと思うのです。ここも含めてお答えください。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 歩道の切り下げについては、私はこの車社会の中で各家庭で車を必要とし、また住宅等を建てたときに車庫を用意し、あるいは駐車場を用意し、車道への出入り口を簡便にするために縁石を取りかえ、歩道を傾斜をつけているものというふうに理解しております。そういった中で、原状復帰等はできるものについては当然当事者が、

今船本議員が質問されたように町の許可をとったわけですから、原状復帰するでしょうけれども、全体としては過去にそういった事例もなく、またそういった強制力もないようでございますので、私自身は今後の対応としてどういうことが必要なのか、議会のそういったご意見もいただきながら担当課と相談してまいりたいというふうには考えておりますけれども、現実的には難しい問題であろうというふうに思っております。

○議長（熊谷俊幸君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） 町長、私はそこまでは言っていないのです。許可出す段階で何でも行政の場合、大体役所関係というのは許可出すときには廃止するときには原状復帰してくださいというのが普通条件なのです。それを私は質問したのですが、その原状回復するような指導は行っていないのだというお答えですから、それであれば全部廃止になったところは町民の税金を使って町が直すことになりますから、それは困らないかと。やっぱり自分で許可を受けて下げたのだから、もう使わなくなったらもとに戻すと。これでもやらない人が、全部は全部やらないと思います。だから、そこら辺は許可する段階でそういう条件をつけて、やっぱり自分でやったことなのだから、自分の責任で許可を受けたのなら、自分の責任において原状復帰をするということはできないかという質問をしているのです。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 現状から申し上げまして、そういった慣例になっておりますから、それは大変難しいものというふうに私は認識しております。

○議長（熊谷俊幸君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） どうも私はそんな難しくはないと思っています。なかなか町長と私とは歯がかみ合わないような感じですから、この点についてはこれでやめます。

次の質問に移らせていただきますけれども、この原状回復について指導は行っていないというのは道路法等関係法令に規定はないのだと、だから原状回復の指導はしていないのだというお答えであります。関係法令にこんな細かいところまで載っていますか。載っていないから、指導しないのだと。どうも私はこれ理解ができない。これ早く簡単に言えば、各市町村の判断でないかと思うのです。ですから、普通何かあったら許可するときには原状復帰させてください。例えば羽幌のお祭りで道路を占用させる臨時許可する。それから、町の財産、町有地を貸し付けするにしても、返すときには原状復帰という条件をつけているのです。なぜこれだけを……昔からやっていないからなのだというのであれば、私は即考えるべきでないかと思うのです。それでなかったら、町の中に今、本当に歩けば体にもいいし、多くの方が歩いているのです。歩道がひどいから、うちのある2つのコースも整備きちっとし、そして歩道も少しずつ悪いところから直したらどうだろうと。そして、駐車場だとか車庫の前、もう使っていないところ、切り下がっているところというの結構ありますが、そこら辺の数というのは把握していますか。パトロールなり、委託業者が全部回っているのだと先ほどこの答えに出ていますけれども、そういう、どの程度の数あると把握していますか。

○議長（熊谷俊幸君） 建設課長、敦賀哲也君。

○建設課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

現状としてはそういう状況は見受けられますが、数の把握までには至っておりません。

○議長（熊谷俊幸君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） 私も数えたことはありませんけれども、相当数あります。私の近郊、うちの近郊のそばでも4カ所も5カ所もあります。ですから、委託業者、町のパトロールも職員も2人ついているわけですから、中小路から太い小路も全部、やっぱり1週間に1回でも、月に1回でもいいです。ぜひ見て、把握していただきたいなど。それでなかったら、パトロール、パトロールってこれ何やっているのですかということになりますので、ぜひそのようにしていただきたいと思います。

それでは、4点目に入ります。歩道整備の年次計画でありますけれども、年次計画の必要性は認識していると。だけれども、策定することは難しいのだというお話でした。実は、昨年副町長に要望させていただきました。そのときの内容については、質問書に記載のとおりでありますので、改めて、時間の関係もありますので、ここでは再度説明はしません。私は、これを早目に年次計画を策定しなければ、学校関係が終わってから3カ年ですか、3カ年でやっていると。来年31年までですか。29、30、31年と。来年終わって、すぐ次のときにかかるにしても、やはりそれから道路を見たり、何か時間かかります。やはり早い時期から現地に何回も足を運んでもらって、計画を立てて、順次整備をしてもらうと、するという姿勢にならなければ、なかなかこれはそのときでないやらないなどということにならないのか、計画立てるのは非常に難しいというけれども、行政で計画性のないような事業というの行政には私はなじまないと思います。やはり羽幌町の振興計画立てるにしても基本構想、基本計画、実施計画、この3本で始まるわけありますから、そこから辺どうももう少し、この答弁書をもう少し、本当に町民のために我々やるのだというような、私に、町民に伝わるようなお答えをしていただきたいと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 大変町民に伝わらない答弁であったようでございますので、おわび申し上げますが、船本議員も前職は町職員ということでご存じと思いますが、予算に限りのあるものについては、あるいは国の補助の対象にならないものについてはなかなか取り上げたくてもできないというような状況でございますし、現在今日の問題になっております歩道につきましては、先ほど申し上げましたように、車社会となり、各家庭に1台あるような、そういうような状況になっておりますことから、歩道の切り下げで車が出やすい環境になっているという状況でございます。これから人口が減る中でそういったものも、議員ご指摘のとおり障害となってくるものも山積するだろうというふうに思っておりますが、それについても財源の確保等今後とも研究しながら、国の助成が望ましいと思っておりますが、そういったことも勘案しながら取り組まなければならない材料で、今すぐ議員おっしゃるような計画等は大変難しいというのが最初の答弁でございますので、そういっ

たことご理解いただければと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 先ほどから歩道の改良の形でご質問いただいているのですが、町としては当然歩道のいろんな劣化だとかというものは認識しております。その中でも特に整備をするに当たっては通学路を優先的に改良していきたいというふうに考えておりますし、ただ、今町長も申し上げましたとおり、財源が、交付金なり補助金なりというものがある限りありません。また、それに整備に当たりまして起債を充てるということもままならないと、こういう状況の中でもし整備するとすれば、全額単独費、単費で賄わなければならないという形になります。その中でもとりわけ今の小学校を中心とする通学路の部分では、今小学校のグラウンド整備行っていますけれども、その辺の歩道整備だとかも含めて重点的に行っておりまして、今後それ以外のところ、例えば中学校の通学路につきましても関係するような悪いところを重点的に見ながら判断した上で整備を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（熊谷俊幸君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） それでは、質問を変えまして、羽幌町における住宅、建築物の耐震促進計画について再質問いたします。

まず、1点目の56年6月以降に建設した住宅、現行の耐震基準に適合しているものだと思います。そういう設計なり施工されているのが1,695棟と。また、この耐震改修に必要な分、56年5月以前に建設した分、私のうちは、個人的に申しわけないですが、55年の10月に建てました。当然これは耐震の改修に若干ひっかかっているような気がします。もう半年遅く建てればきちっと耐震基準に合った家を建てられたのかなと安心できるのですけれども、うちも6カ月早く建てまして、この2,115棟の中に入っているのかなと思っております。この耐震化の必要性についての意識啓発、国の支援制度の周知については、それぞれの機関が周知しているからというお答えでありましたけれども、それではどのような機関がどういうことを周知しているのでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 建設課長、敦賀哲也君。

○建設課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

関係機関につきましては、国や道、関係するそういう自治体につきましては例えば耐震化に関する補助制度であるとか耐震化の必要性等をそれぞれのホームページ等を利用した中で周知をしているというふうに認識をしております。

○議長（熊谷俊幸君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） 町は特に広報、媒体を利用した周知は特段実施しておりませんという表現でお答えをいただいておりますけれども、羽幌町の耐震改修促進計画、28年の6月から33年3月までの5カ年計画の計画をつくっております。そして、ここでは耐震化の促進に当たっては意識と情報の2つが不足していると。このため、町は国・道、建築関係団体と連携をして住宅、建築物の耐震化を促進するため、意識の啓発及び知識の普及

並びに環境の整備に取り組むのだということをこれこの計画の中に載っているのです。であれば、それぞれの周知するから、国は国、道は道って、私も行政40年いましたけれども、こんなことというのは私は考えられないでない……私も退職して10年以上になりますから、今はそうやって変わったのかどうかわかりませんが、ちょっと私は理解できないと思います。そこら辺いかがですか。

○議長（熊谷俊幸君） 建設課長、敦賀哲也君。

○建設課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

ただいまのことにつきましては議員おっしゃるとおりで、計画にもございますが、耐震化を促進する上で必要なことにつきましては耐震化に関する意識の不足と情報の不足、この2つが挙げられております。このことから、担当課といたしましても特集を組むなどして耐震化への理解を促していく、周知をしていかなければならなかったかなというふうに感じております。このことから、今後につきましては町民の皆様に理解していただけるような広報の仕方を考えながら周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（熊谷俊幸君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） それでは、国などの支援策についての補助率という表現で私質問させていただきましたけれども、耐震診断、費用の3分の1を国と地方公共団体がそれぞれ補助すると。これ建物の面積によっても変わりますけれども、耐震改修でなく、診断のほうで、一般的な2階建ての住宅で診断費用といったらどのくらいかかると思っていますか。

○議長（熊谷俊幸君） 建設課長、敦賀哲也君。

○建設課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

耐震診断につきましては、日本耐震診断協会調べを参考にいたしますと120平方メートル程度の木造住宅では、これデータとしては関東、関西圏のデータなのですが、約20万円から50万円程度の耐震費用がかかっているというふうに認識しております。

○議長（熊谷俊幸君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） 耐震改修には一定の補助、定率補助と定額補助があるのだと。そして、定率については事業費に要する費用の11.5%を国と地方公共団体が補助すると。それと、定額補助については事業に要する費用に対応する補助額を国と地方公共団体が2分の1ずつ補助するのだとなってお答えいただきましたけれども、これそれでは地方公共団体、羽幌町でこの予算というものは計上されているのでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 建設課長、敦賀哲也君。

○建設課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

当町におきましては、この国の支援策に係る補助につきましては行っておりません。

○議長（熊谷俊幸君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） 行っていませんとはっきりと言われましたけれども、これやっぱり今これだけの震災があって、羽幌は心配ないという方も今までありましたけれども、先

日6日の未明に発生した、町長からも行政報告でありましたけれども、これだけの北海道全域が停電になる。我が町もそうでありましたし、また断水もなりました。こういうときにやはりこれ耐震に今力を入れていかなければ、ほかのものも皆大事です。今私は、質問しているのは何かあったら困るから、やっぱりどんどん周知して、町民にもよく理解していただいて、行政だけではできない部分は十分私もわかりますし、町民の皆さんも羽幌町そんなにお金がないのだということ理解はしていると思うのです。ですから、周知をして、やっぱりそういう国も道も町も応援するから、耐震で少しでも安心できるような建物にしたかどうかというPRは私はどんどんすべきだと思いますが、町長、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） PRは、私も必要だと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） わかりました。

それで、担当課長さんにお聞きしたいのですけれども、今国で示されているこの補助、11.5だとか2分の1だとか、これ国交省ではいつ現在の率でしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 建設課長、敦賀哲也君。

○建設課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

今現在の制度でございます。

○議長（熊谷俊幸君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） 私は、いつ現在かということをお聞きしているのです。例えば平成28年、うちが計画を見直したときに国交省が出したのか、それとも最近なのかをお聞きしています。

○議長（熊谷俊幸君） 建設課長、敦賀哲也君。

○建設課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

失礼いたしました。この制度につきましては、国のほうで制度の改正を行っておりまして、平成30年4月現在の内容でございます。

○議長（熊谷俊幸君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） 私の調べた限りでは、現行は、一般的な現行制度で補助は23%、さらにこれ28年の8月の22日に国交省は上乗せ分を乗せる、上乗せを決めたという方針を固めたという報道されております。これは、お聞きになったことありますか。上乗せ30万という。

○議長（熊谷俊幸君） 建設課主任技師、石川隆一君。

○建設課主任技師（石川隆一君） お答えします。

国のほうで加算の制度も持っていて、それについては各市町村、地方公共団体のほうでアクションプランというのを策定して、各住宅戸別にPR活動を行ったり、そういう活動している場合に上乗せというものはあります。

○議長（熊谷俊幸君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） だから、私は初めからこういうことを申し上げるのは行政マンに失礼だと思って、言わなかったのですが、どんどん町民に周知をしなければこの上乗せ分というのは出ないのです。こういう住民への耐震化啓発の活動を熱心にやる市町村、これに限られるのです。ですから、町村が独自で一生懸命やっている町村に30万円をプラスすると。例えば28年の12月現在くらいですけれども、改修費というのは普通一般、余り大きくないうちで改修費が大体100万から150万と言われております。そして、例えば改修費が100万だとなりますと、現行の23%、23万円の補助金、これは国交省で、それに上乗せが30万になりますと53万円が公費負担と。そして、これに今町村が独自で積み上げ分をどんどん、どんどんやっていっています。これを上乗せしなくても47万で自己負担という。これを町が10万でも20万でも上乗せしてあげれば、まだまだ安く耐震改修ができて、ある程度は安心して住んでいけるのでないかなと。私は、それでそういう周知をしたらどうですかという質問をしたのですが、それぞれの格好で周知するだとか、そんなこと言うから、私はこれ最後に言わせてもらうのですけれども、この上乗せ分だって、何回も言って悪いのだけれども、住民への啓発活動を熱心にやっている市町村に上乗せが、30万出しますよということなのですが、答えとこれとちょっとニュアンスが違うのですが、そこら辺担当課長さん、どのようにお考えになりますか。

○議長（熊谷俊幸君） 建設課長、敦賀哲也君。

○建設課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、広報、啓発につきましては必要なことと考えておりますが、あくまでこの国の支援策につきましては地方公共団体がそういう支援策を講じている場合に対して補助をするというものでございますので、現状としては羽幌町といたしましてはそういう支援策を講じておりませんので、対象にはならないということでございます。

○議長（熊谷俊幸君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） 何回もしつこいのだけれども、町のほうで上乗せ分を考えていないから、これ補助金にならないのだと、国は認めないと。これは、努力して町としても考えるべきだと思うのです。今後各常任委員会でも私は質問させていただきますけれども、町民のために、今これだけの大きな災害があちこちで発生しているわけですから、そしてこの計画、こんな立派な計画を28年で見直してつくったわけですから、これ議員さん方も余り知らないのかなと思ってはいますけれども、やはりこれは常任委員会あたりでも説明して、議員さんにもわかってもらおうと。そして、また町民の方々にそういうことも説明してほしいということ、行政もそういう一つの方法もあるだろうし、年に1回広報もあるだろうし、いろんな方法を工夫して、ぜひこの計画に基づいて取り組んでいただきたいということをお願い申し上げて、この件は終わらせていただきます。

次に、すこやかロードの利用状況であります。時間も五、六分しかありませんので、さっとやらさせていただきます。これは、平成19年の10月に認定されまして、はぼろ散歩

道ウォーキングマップが当時は町民に配布されております。これはこれでありませぬ。それから、翌年平成20年に広報はぼろで羽幌町すこやかロードを周知してあります。これはこの広報であります。これ載せてあります。それ以外はほとんどやっていません。私は、2年くらい前に、当時担当課長さんでないですけども、今の課長さんでないのですが、これを生かすべきでないかという予算委員会で質問しました。そうしましたら、わかった、これからどんどん周知してやっていくと言われて、最近この2つのコースが、何人か歩いているけれども、本当知らないような感じだよというお話からすこやかセンター行きましたら、すこやかセンターの窓口にご自由にお持ちくださいという、こういう冊子がありました。私1冊、ご自由にいただけるということですから、もらってきましたら、去年の12月末現在のすこやかロードの北海道の、これが出されています。そして、これにも羽幌町の2つのコースが紹介されてあります。そして、管内でも小平、苫前、羽幌、初山別の4つであります。ですから、ほかのことを考えているのであれば、私はこれもやめるのならやめる、この北海道健康づくり財団にも言って、これから、これつくったばかりで、今年送ってきたやつだと思うのです。12月末現在ですから、去年の。だから、このうち原稿はうちから出していると思うのです。だけれども、今回ちょっと担当の方に聞いたのですけれども、初めは担当の方もわからないような状況だと。そんなこと聞いたこともあるけれどもということで、その方と私、このコースを歩いてみました。本当に非常にいいコースです。まだ歩道がきちつとなっていれば、私はそこまでは言わない。だけれども、歩道も、先ほど町長も副町長も言ったように、一遍にできないのだということはいく理解できますので、その間でもいいから、このコースをみんなに周知して、安心して歩ける歩道、コースをきちつとすべきでないかということで私は質問しました。そして、そのほかに答えの中では特定健診の中でも周知しているというお話でしたけれども、これは総合体育館の事業紹介ではないかと思うのです。ウォーキングクラブだと。19年と20年しか出してありません。前の担当課長さんもそれ以上のこと説明できませんでしたから。だから、今課長がこの答弁書を書いて、特定健診でも周知しているよということはいきり出されました。私はこれでないかなと。ペーパー、議長だめだと言えば出せませんが、私はこれでないかなと。こんなちっちゃくウォーキングクラブ、総合体育館の事業紹介の中に載せたってこれはなかなかわかりませぬ。私は、時間がありませんから、あと申し上げませんが、ぜひこのマップなり、広報でも結構です。1年に1回でも町民に周知して、この2コースは羽幌町の財産であります。町民の財産でありますから、しっかりと使うのなら使う。歩道直したからもうびっしり歩道歩いてくださいというのだったら、それでもいいのです。歩道の悪い間だけでもあのコースをきちつとすべきでないかなと私は思います。私も歩いてみましたけれども、本当にいいコースです。ほとんど手のかからない、草もちょっとそこ刈ってもらえばいい程度で、私行ったときは草は生えていましたけれども、ほとんど影響ありません。ぜひこのコースを大事に町民の財産として町民に周知していただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（熊谷俊幸君） 答弁はいいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで4番、船本秀雄君の一般質問を終わります。

昼食のため暫時休憩します。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時00分

○議長（熊谷俊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

次に、7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） まず、このたびの胆振東部地震におきましてお亡くなりになった方にはご冥福をお祈りし、また被災された方には心よりお見舞い申し上げます。

それでは、私のほうからは2件質問いたします。まず、1件目、旧宮坂ビルの対応について。旧宮坂ビルの建物については、今でも安全に対して不安を感じていると町民の方々からの声を聞きます。これまで昨年12月議会、今年6月議会で3名の議員が旧宮坂ビルの対応について一般質問をしていますが、今後の対応について町長は旧宮坂ビルは管理者が不存在であり、崩落危険防止のための応急処置を事務管理により対処することで町民の安全性を確保していくと一貫した答弁であります。町民の不安を少しでも軽減し、安心、安全を守っていくためには事務管理で今後も対処していくことに限界があるのではないかと疑問に思います。また、このままでは多くの町民が納得できないのではないかと思います。今年6月議会の一般質問において、補助制度については5月22日、留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設指導課長から旧宮坂ビルについては略式代執行による除却という手法がとれるそうだと情報提供があり、今後略式代執行が可能かどうか検討する必要があると考えているとの町長の答弁でした。6月議会以降時間が経過していますが、その後どのような検討を行ったのか、また今後に向けた取り組みや対策はどうなっているのでしょうか。

2件目、羽幌中学校トイレの洋式化について。近年学校のトイレの整備状況は、水洗化はもちろんのこと便器も多くの学校で洋式化を図るための改修がなされてきていると思われれます。羽幌小学校では前年度新校舎となり、洋式便器が多く設置されている中、羽幌中学校については校舎が古いこともあり、洋式便器は少なく、和式便器が圧倒的に多い現状であります。現在の生徒たちの年齢から考えますと、恐らく誕生して、物心がついたころからトイレに関しては多くの子供たちは洋式便器が当たり前という環境の中で育ってきているのではないかと思います。洋式便器が多く設置されている羽幌小学校を卒業して、羽幌中学校に入学する子供たちが快適な環境で学校生活を送ることができるためにもトイレの洋式化を図ることが必要不可欠ではないでしょうか。今年3月開催の羽幌町各会計予算

特別委員会の中で質問しました羽幌中学校のトイレの現状について確認しましたところ、女子では階ごとに洋式便器2個、和式便器6個、男子は洋式便器1個、和式便器2個がそれぞれあり、体育館には和式便器しかないとのことでした。担当課では、今後学校側とも話し合い、トイレの洋式化について検討していきたいとの答弁でした。羽幌中学校のトイレの洋式化についての必要性をどのように考え、また中学校側との話し合い、検討はどのようにになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 平山議員のご質問にお答えいたします。

なお、2件目については、私の答弁の後、教育長から答弁を申し上げます。

それでは、1件目、旧宮坂ビルの対応についてお答えいたします。初めに、6月議会以降の検討についてであります。旧宮坂ビルは現在のところすぐに倒壊するという状態になっていないことから、略式代執行による除却のための具体的な検討はまだ行っておりません。また、今後に向けた取り組みや対策であります。6月の一般質問の際にもご答弁申し上げましたが、現状では事務管理により対処することが最善策であると考えております。

○議長（熊谷俊幸君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 続きまして、私から平山議員のご質問2件目、羽幌中学校トイレの洋式化についてお答えいたします。

初めに、洋式トイレの必要性についてであります。学校での使用状況等を確認した上で緊急度等も考慮しながら判断していきたいというふうに考えております。学校へ聞き取りしたところでは、生徒の家庭が洋式トイレであり、和式トイレを嫌がっている、洋式トイレがあいていない場合には和式トイレが使用されている、体の大きい生徒が和式トイレを使用する場合、スペースが狭い、和式トイレが苦手で、自宅に帰るまで我慢している生徒もいるといった状況等が報告をされております。トイレの洋式化については、平成27年度に各階の女子トイレに洋式便座を1台増設し、それぞれの階に2台とした経緯がありますが、議員ご指摘のとおり各家庭の状況や羽幌小学校の状況を考えると、今後進めていかなければならない環境整備の一つとは考えております。しかし、学校の環境整備については、校舎の維持管理、教材等備品の補充、更新など多岐にわたっておりますことから、それらの状況も含めて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、平山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷俊幸君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） それでは、私のほうから再質問いたします。

まず、1件目、旧宮坂ビルの対応についてであります。6月議会以降の検討については、現在のところ倒壊するという状態になっていないので、略式代執行による除却のための具体的検討はまだ行っていないとの答弁がありました。ですが、私このことを聞いたと

きえっと思いました。冷たい答弁だなど。言葉が出てこないぐらいの私はショックがありました。ですが、再質問のお時間をいただいておりますので、確認の意味もありまして、二、三お聞きしたいと思います。

これまで6月議会でも昨年12月以降対策や検討行ったのかという質問がありました。そのときの答弁も具体的な検討は行ってない。その理由についても明確な答弁はなかったかと記憶しております。また、今回も具体的な検討はしていない。一体どういうことなのでしょう。町民の多くの人たちが事故が起きたら困る、不安だよ、そういう思いが、町としてはその町民の人たちの思いが伝わっていないのかなと。また、緊急性もなく、重く受けとめていないということなのかなとも思います。認識のずれがどこかあるように思います。民間の建物であるから、対応することに大変難しいことではありますが、だから積極的に取り組んでいこうとしないのか、その辺のところお聞きしたいと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） その辺のところお聞きしたいということですが、私といたしましては大変憂慮といたしますか、町民の方、あるいは議員ご指摘のとおり前回、前々回の一般質問の折にも言われているとおり大変危険なことも承知しておりますし、町民の方の要望も承知しておりますが、町として責任の所在がない、権利のない建物ということでございますので、ご理解をいただかないかなというふうに思っておるところでございます。

○議長（熊谷俊幸君） 7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） 今の答弁もこれまでの質問の中の答弁と変わっておりません。

次に、検討していない理由に旧宮坂ビルは現在のところすぐに倒壊するという状態にはなっていないということですが、これまで安心、安全のために私も言ってきました。耐震調査をするべきではないかと言ってきましたが、これまた町長のほうからは考えていません、必要ないという一貫した答弁をいただいております。何をもって倒壊する状態になっていないと言い切れるのか、何を判断基準としたのかお聞きしたいと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 判断基準はございません。耐震の心配があるので、調査すること自体が大変難しい取り組みというふうに認識しております。

○議長（熊谷俊幸君） 7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） これまた同じ、今までの質問に対しての答弁と何ら変わらないということです。こういうこと聞いたら、町民は納得しますかねと思います。

次に、危険性ということ、何も倒壊するばかりが危険性があるということではないと思います。これまでに窓ガラスや非常階段壊れて、安全確保のために3回にわたって事務管理で対処してきております。近年国内では自然災害が多く発生しておりまして、各地で多くの被害が出ております。宮坂ビルは、羽幌の中でも4階建てという高層ビルだと思っております。今後考えられる危険性といえますか、一つには外壁の崩落のことも考えられる

のではないかと思います。町としては危険性について周知はしておりますが、一部宮坂ビルの周り、歩道を通行どめになっているわけですが、そのことによってそこが通れないために車道を歩くという非常に大変危険な現状が起きています。ですから、このようなことから事務管理で対処していくには限度があつて、根本的な対策、解決が私は必要なのではないかとこれまで言ってきました。この外壁の崩落の危険性、または車道を歩くことによる危険性についてどのように認識されていますでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 危険を回避するために車道等を歩行していることは大変危険だろうということについてどう認識しているかということですが、私もそのように思っております。ただ、ほかに迂回路がないかと申し上げますと、十二分にあるわけございまして、これだけ町としても、町というよりも議会で問題にされている中で知らない人はいないわけで、事前に1丁前であるとか迂回して通っていただければ幸いかなというふうに考えております。

○議長（熊谷俊幸君） 7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） 今町長答弁しましたが、町民の方があそこのところは危険だから、そこは通らないようにしましょうという意識のある方が子供を含めてどのぐらいいらっしやると思われますか、それでは。ちょっとお聞きします。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） よけて通る人がどれくらいいるかというご質問でございますが、私はそれには数としてはわかりませんが、できるだけよけて、できるだけというか、完全によけて通っていただくようお願い、要望するだけでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） 次に、6月議会で補助金について略式代執行による除却という手法がとれそうだと振興局より情報提供があつたと。私もそのこと聞きまして、根本的な解決のための一歩前進になるかなという期待を持ちながら、実は今回質問しているわけなのです。それが検討はしていないと。せっかくこのようにいい情報いただいているのに、まだ検討していないと。本当に残念です。今後検討していく考えはあるのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 今後検討する考えがあるかどうかということですが、それについては現状は今までどおりでございますので、今までどおりというふうにご理解をいただきたいと思ひます。ただ、いい情報ということですが、その部分につきましてはおっしやるとおりでございますが、それには大変条件等がありまして、それをするによってほかにも波及するというような問題も多く含んでいるというふうにご理解をいただければと思ひます。

○議長（熊谷俊幸君） 7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） ということは、この情報提供を受けた後に北海道、道のほうに聞きに行ったとか確認したとかということで今の答弁になったのですか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） そのことは、今回初めて申し上げるかもごさいませんが、以前に略式代執行という形の中で調べたときにそういうことが判明しております。

○議長（熊谷俊幸君） 7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） そうしたら、もう一点このことについてお聞きします。

そういうことで解体に係るといふか、そういう費用も試算されてのことなのですか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 費用については試算しておりません。前に申しあげましたとおり、地下1階があり、議員おっしゃったように地上4階があり、そして隣に店舗があるというような状況で、前に申しあげましたのはたしか天文学的数字というような言葉を使ったかと思いますが、当町の技師では当然試算できるような、そういった建物ではないというふうに私は思っております。

○議長（熊谷俊幸君） 7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） 今日のこの質問のやりとりの答弁に関しても今までと余り進展した答弁がないなということで受けとめております。

ということで、あともう言うことはありませんけれども、最後にもう一点確認させてください。繰り返しになるのかもしれませんが、これは一番大事なことだと私は思っています。というのは、町民の人たちが一番心配、不安に思っていることは、事故が起きたらどうするの、事故が起きてからでは遅いのではないか、責任は誰がとってくれるのかという、そういう心配事があって、いつも声が出てくるのだと思います。昨年12月議会で私は聞いています、事故が起きたときの責任の所在について。先ほども町長おっしゃっていましたが、事実上責任を負う者はいないと。また、実際に事故が起きたらどうするのですかと聞いております。そのとき町長は事故はまだ起きていないので、仮定の段階で私のほうからは答弁できかねると承っております。これではやはり町民が納得するような、安心、安全について納得いかない説明ではないかと思っております。今でもその考えに変わりはないでしょうか。もう一度お聞きします。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 議員ご指摘のとおりでございまして、私も議員の経験がございまして、平山議員のように再質問もしたでしょうが、現実的には羽幌町の町長という執行権者の立場では同じような答弁しかできないことをお許しをいただきたい、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（熊谷俊幸君） 7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） しつこいようですが、最後にもう一回。

それでは、事故が起きたときの対応は町長、町としてはかかわらないということ、そういう受けとめ方でよろしいのですね。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私は、以前からも申し上げていると思いますが、遭わないように迂回路、遠回りをしていただきたいというふうに申し上げておきたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） 次に、2件目の羽幌中学校のトイレの洋式化について再質問したいと思います。

洋式化については、今後に向けてということで洋式トイレの必要性については理解されて、前向きの答弁をいただいたとっております。答弁では、学校の聞き取りをしていたが、現状の使用状況の報告がありました。その中でトイレの洋式について平成27年度に各階の女子トイレに洋式便座を1台増設し、それぞれの階に2台とした経緯があるとのことですが、ちょっと聞きたいのはこの洋式便座というのはどのような形式というのかな、要するに今ある和式トイレを全部撤去して、新しく洋式トイレを設置したのか、あとは和式便座の上に洋式便座を、その辺のことを教えていただきたいと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 学校管理課長、春日井征輝君。

○学校管理課長（春日井征輝君） お答えいたします。

平成27年に設置した洋式トイレにつきましては、和式を全て撤去して、普通の洋式を再度設置し直した洋式トイレになっております。既存の部分についても同様のトイレというふうになっております。和式に置いたものではなくて。

○議長（熊谷俊幸君） 7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） 和式を撤去して洋式トイレを設置したということです。あれなのですけれども、ちなみにちょっとかかった経費というのは1台どのぐらいかかるのでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 学校管理課長、春日井征輝君。

○学校管理課長（春日井征輝君） 平成27年度の改修工事の時点の金額なのですけれども、各階に1個ずつつけて、全部で3台つけまして、大体95万円程度の金額となっております。ですから、単純に割り返しますと1台30万円程度というような金額となっております。

○議長（熊谷俊幸君） 7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） 次に、今年の3月の羽幌町各会計特別委員会の中で担当課としてもこの洋式便器の数では足りないという答弁を受けております。そしてまた、和式トイレが苦手な、家に帰るまで我慢をしている生徒がいると。こういうことは決して体にはよくないことであります、本当に。健康に害を及ぼすかもしれません。そのほかにも授業時間に間に合わなかったり、または授業中にトイレに行くという生徒がいることも考えられ

ますし、聞いてもおります。やはりこのような現状考えたときに今の時代の流れに合った環境整備をすることは本当に必要不可欠ではないかと考えます。先ほど答弁にありました学校の環境整備については、トイレばかりではなくて、校舎等の維持管理、または教材等の備品の補充、更新など多岐にわたるという説明もありました。このことは私も理解します。

そこで、羽幌中学校は築年数43年ぐらい経過しているようですし、公共マネジメント計画では平成45年、47年に建て替え予定になっています。建て替えまでにまだまだ15年以上ありますので、洋式化については現状のトイレのままでは支障がありますし、残っている和式トイレを全て洋式化にしてほしいとは思いません。予算も伴うことです。先ほど1基改修するのも30万から三十数万かかるということもお聞きしました。何個かでもいいのです。その辺の考え方はどうなのでしょう。

○議長（熊谷俊幸君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたけれども、必要性については認識をしているところでございまして、いろいろなそういう聞き取りした上でそういう状況もわかりました。ただ、緊急性という部分についてはいろいろまだ検討中の部分もありまして、というのは今回整備しました小学校の部分で洋式トイレが男子用は6個なのです。中学校については男子用は3個とありますけれども、人数的にいて1室当たりの使用人数割でいきますとほとんど変わらないという状況がございまして。ただ、女子のほうについては若干まだ足りないかなという状況はあるのですけれども、ただそれが緊急にどうしてもなければならないかというほどの差ではない部分があります。中学校の人数が少ないという部分がありますので、そういう中でほかの緊急性という部分考慮をしているところでございます。

○議長（熊谷俊幸君） 7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） この洋式トイレの設置ということでは緊急性があるのかないのか検討していきたいということなのですが、これ緊急性があるかという私は緊急性はないのかなと思います。和式のトイレがあるわけで、でも私が言いたいのは現状、この世の中って変なのですけれども、家庭環境の中でも洋式トイレが普及しています。先ほども私言いましたが、洋式トイレが当たり前だというような、そういう感覚で育ってきている子供たちに対してやはりこれは緊急性云々かんぬんではなくて、設置するべきだということ私は言いたいのです。その辺はどうでしょう。

○議長（熊谷俊幸君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） お答えいたします。

設置に向けては、先ほどから申し上げますように、検討しているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷俊幸君） 7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） 最後にしますが、私の希望としましては、先ほど言いました、

全てをすれというわけではないのですけれども、何個でもいいです。今年の11月ぐらいからは来年度の予算のヒアリングに入っていくのではないかと思うのですが、ぜひ1個でも2個でも数をふやす方向で予算づけをしていただきたいなという願いです。もし答弁していただければ。

○議長（熊谷俊幸君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 予算のことについてはこの場ではちょっと確約というか、申し上げられないのですが、先ほどから申し上げておりますように、ほかの予算も含めて検討させていただきたいというふうに申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷俊幸君） これで7番、平山美知子君の一般質問を終わります。

次に、10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 私からは3点にわたりまして一般質問をしたいというふうに思います。

まず、1点目ですけれども、羽幌町観光における訪日外国人旅行者、インバウンド対策について伺います。観光振興は、交流人口をふやす鍵であり、地域の経済活動を活性化させる上で重要とされます。観光の中でも消費額が大きい訪日外国人旅行者、いわゆるインバウンドをふやすことに国を挙げて取り組んでいる現状にあります。2016年の訪日外国人旅行者2,400万人が1人当たり1回の旅行で15万6,000円を消費しました。それに対し国内旅行者1人1回当たりの消費額は宿泊を伴う旅行で4万9,000円、日帰り旅行で1万5,600円であり、外国人客がかなり高額であるという調査結果が出ています。日本国内に定住している1人の年間消費額は124万円であることから、仮に定住人口が1人減少したときの消費分を補うには外国人旅行者8人、国内の宿泊旅行者25人、国内の日帰り旅行者79人のいずれかを誘客すればいいとの試算になります。訪日外国人旅行者を呼び込むことがいかに地域経済の活性化に大きく貢献するかは、この数字から明らかです。世界の観光の動向を見ると、2017年の国際観光客数は前年より8,300万人増の13.2億人で、増加傾向です。日本政府は2020年に4,000万人、2030年に6,000万人の訪日外国人観光客を誘致する目標を掲げました。北海道には2017年度279万人の外国人客が訪れ、ここ数年間は顕著な増加傾向を示しています。当町の観光においては、天売島、焼尻島を訪れる観光動向を見ていると、外国人客は明らかに増加傾向であり、ここ二、三年の増加率は上がっているように感じられます。旅行エージェントが主催する団体旅行もありますが、個人、小グループによる個人手配のスタイルが目立ちます。こうした動きに対応して、民間レベルで外国語版ホームページを作成したり、インバウンド用印刷物を用意するなどの動きがありますが、まだわずかです。以上の状況を踏まえ、羽幌町観光の大きな柱としてインバウンド対策を進めるべきだと考えますが、当町の外国人客の実態と今後の基本姿勢を伺います。

札幌など各都市と羽幌、離島と羽幌を結ぶ交通機関、羽幌市街地や離島などの道路に設置された案内表示、観光関連サイン、その他に外国語表示を計画的に加える必要があると

と思いますが、どう考えるのでしょうか。

インターネットの活用や海外出展などで海外への情報発信に積極的な地域は、着実な成果に結びつけています。当町においても、官民が一体となり実施するPR事業やインバウンド関連で民間を支援できる既存条例の改正など、推進策を検討してはいかがでしょうか。

その他、インバウンド対策として必要な事業や問題点についてどのように考えているか伺います。

2点目ですが、天売複合化施設建設事業について伺います。平成30年度当初予算において天売複合化施設建設事業の基本設計業務委託料1,289万2,000円が計上され、本年3月議会で議決されました。8月中に入札予定だったと聞いています。天売複合化施設とは天売高等学校、1963年建設、民間保育所である天売ちびっこランド、1963年建設、天売総合研修センター、1971年建設、天売老人の家、1973年建設、これらを一体化させた施設です。天売高校が築後50年から55年を経過するのを初め、それぞれの施設は大地震に耐えられないなど老朽化が深刻な施設と言えます。ちびっこランド、天売高校など全ての施設利用者から改修の要望が絶えることなく、これまでトイレや水回り、雨漏り、高校体育館のうねった床などふぐあいが著しい部分の改修がその都度行われてきました。これらの施設は、耐用年数を大きく超えることから、公共施設マネジメント計画策定の折には各施設の機能を一体化させたコンパクトな新施設を建設すべきとの結論に至り、計画から1年おくれでようやく本年度に基本設計が予算化され、地域住民の誰もが事業が進むものと大きな期待を寄せていました。ところが、去る8月29日、天売島で開催された町政懇談会で冒頭の挨拶において町長が天売複合化施設を先送りすると参集者に告げたのです。この発言の真偽を問うとともに、なぜこのような発言に至ったのか説明を求めたいと思います。また、基本設計予算の議決は施設の著しい老朽化はもちろん、改修を望みつつも長い間我慢して住民が利用してきた経緯への行政、議会、すなわち住民の理解のもと地域住民の悲願である事業の実施を町が約束したあかしであるはずです。住民の期待を裏切ることなく、粛々と事業を遂行してほしいと考えますが、いかがでしょうか。

3点目、天売港の改修計画について伺います。天売港の着工は1932年であり、1953年に地方港湾の指定を受け、翌1954年には避難港にも指定されています。住民の足や物資輸送を一手に担う定期船が入港する港であり、漁船を安全に係留できる港として長い間整備が継続されてきましたが、2010年には国直轄事業休止港となりました。近年は、町が漁船に係留するための係船柱や係船環の設置を行ってきています。天売港の現状は、北防波堤に沿って積まれたテトラポッドが沈下して、北寄りの強風が吹くしけには越波が見られます。また、同防波堤に一部亀裂があつて、海水が流入するのに加え、近年は異常に発達する低気圧の影響で晩秋から冬期間を中心に暴風、高波が頻発しています。このため、漁船に係留する泊地の静穏度が著しく悪化しており、漁業者は壊れるのは船が先か港が先かと強い不安を募らせています。全国でも最も老朽化が著しく、利用に危険を伴う部類の港との見立てもあり、整備が急務であることは間違いありません。北るもい漁

協を通して町側は天売港改修の要望を何年にもわたって聞いてきているはずですが、回答がないまま時間が経過してきました。係留する漁船及び利用者の安全確保のために必要な整備の調査、その結果に基づく整備計画を進めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 寺沢議員のご質問1件目、羽幌町観光における訪日外国人旅行者、インバウンド対策についてお答えいたします。

初めに、外国人客の実態と今後の基本姿勢についてであります。これまで外国人観光客という区分でのバックデータがほとんどなかったことから、昨年の町内の宿泊事業者を対象としたアンケート調査を実施しております。調査の内容は、4月から9月までの観光シーズンにおける宿泊者数、観光客の割合、宿泊者の居住地及び国籍、そのほか外国人観光客の受け入れ状況についてで、その結果、平成29年度上半期における羽幌町全体の宿泊者数は2万1,266人、そのうち観光客は9,596人、全体の45.1%の割合となっており、外国人観光客は194人で、観光客全体の2%の割合となっております。近年全国で外国人観光客が増加傾向にありますが、当町では昨年度より調査を行っており、比較できる資料等がないことから、継続して調査を進め、今後の外国人観光客への対策につなげていきたいと考えております。

次に、案内表示、観光関連サイン等への外国語表示についてであります。増加傾向にある外国人観光客に対応するため、観光施設や道路標示等の外国語表示は必要であると認識しております。当町では、現在地域おこし協力隊が天売島の観光情報を英語化した案内サイトを制作し、観光案内所で公開しているほか、翻訳ソフトの貸し出しや英会話教室の開催など外国人観光客の受け入れを支援しております。今後も引き続き旅行者及び観光事業者のニーズを捉えながら、観光関連サイン等への外国語表示を初め事業者へのクレジットカード決済の導入など旅行しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、インバウンド関連で民間を支援できる既存条例の改正についてであります。現在国や北海道ではインバウンド対策として海外向けの商談会や観光PR事業を積極的に進めております。当町においては、既に町内事業者に対し商談会等に参加するための経費の一部について支援を行っているところでありますことから、当該制度を活用いただけるよう事業者に対しさらなる周知を行っていききたいと考えております。

次に、インバウンド対策として必要な事業や問題点についてであります。当町を訪れる外国人観光客は今後さらに増加していくことが予想されますことから、現在北海道等と連携しながら実施しているモニターツアー事業を継続していく必要があると考えております。また、その検証結果等を踏まえ、問題点を洗い出し、外国人観光客のニーズに合わせた旅行プラン作成や滞在コンテンツの充実を図り、羽幌町のさらなる魅力向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ご質問2点目、天売複合化施設建設事業についてお答えいたします。初めに、8

月29日の町政懇談会での発言に至った経緯についてであります。天売複合化施設につきましては基本設計に係る業務委託料を今年度予算に計上し、準備を進めてきたところがあります。しかし、焼尻小中学校の耐震化に関して本年5月23日付公立学校等施設整備に係る平成31年度建築計画の照会で、予算状況により耐震化未完了設置者の計上事業について採択段階で除外することを検討しているとの通知があり、今後の対応について検討を行ってきたところではありますが、焼尻島の就学前乳幼児が4名となったことや焼尻小中学校の背後地が土砂災害特別警戒区域に指定された状況、また具体的に事業採択の除外が決定した場合、町全体の事業実施に影響を与えることが予想されますことから、総合的な検討が必要と判断したものであります。議員ご指摘のとおり、予算の議決は事業の実施を約束するという一面を持っていることは認識しておりますが、前述のとおり状況の変化により再度協議が必要となり、本事業の先送りを決断しましたことをご理解願いたいと考えております。

次に、ご質問3件目、天売港の改修計画についてお答えいたします。初めに、安全確保のための調査についてであります。本年7月に留萌開発建設部による天売港の深淺調査が行われ、その際にこれまで町から要望しておりました北防波堤の消波ブロックの沈下状況等についても現地の状況を確認しております。

次に、調査結果に基づく整備計画策定についてであります。調査の後、8月に北るもい漁業協同組合天売支所関係者と要望事項について意見交換を行い、その内容を整理して、留萌開発建設部と整備方法等の打ち合わせを行っております。消波ブロックの沈下は、全体として顕著な変状が見受けられないとの見解が示されており、また近年の海象条件の変化によることも要因の一つとして考えられますことから、まずは越波の状況がわかる写真や動画の撮影、被害状況などの情報収集に専念し、次年度以降関係機関との協議を進める中で整備計画について検討してまいりたいと考えております。

以上、寺沢議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷俊幸君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時05分

○議長（熊谷俊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） それではまず、インバウンドについてお伺いいたします。

答弁の中では、町長のインバウンド対策についての基本姿勢が全く答えられておりませんでした。改めてお伺いいたします。町長は、当町におけるインバウンド対策についてどのようにお考えなのか。どうこの観光の効果を理解し、私は大きな柱の一つとして捉える

べきというふうに述べさせていただきましたけれども、町長はそれについてどのようにお考えかまずお聞きしたいと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私は、当然国・道としてインバウンド対策をやっている関係上、これについては取り組むべきというふうには思っておりますが、現状宿泊施設については大変難しい状況でございますので、各羽幌なり天売、焼尻なり合わせた形の中で取り組むべきというふうに考えております。

○議長（熊谷俊幸君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） その難しい状況というところをもう少し詳しくご説明いただいて、どのような対応をされていこうとしているのかお尋ねいたします。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） それについては、今後ということでございますので、今申し上げられるようなもの何も持っておりませんので、お許しいただきたいと思っております。

○議長（熊谷俊幸君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 今申し上げるべきこと何も持っていないにもかかわらず、宿泊施設に問題があるので、それに合わせた形という発言というのは非常に何を根拠に申されたのかと疑問に思います。

これ以上深めても多分何も出てこないと思っておりますので、具体的に施策についてお聞きをしたいと思っておりますが、まず町長も必要であるという考え方は述べられましたね。その上で、私は今日の質問の中でソフト的なものではなく、受け入れということについてちょっと絞って簡単な議論したいというふうに思います。まずは、道路標示、それから観光施設の表示、こういったものをやはり日本語だけではなくて、外国語も含めた形でやられていくのがまず真っ先に取り組むべき内容でないかというふうに思います。答弁の中では、その必要性については述べられました。では、どのように具体的にやろうとされているのか。これは、例えば国道、それから道道、町道、こういった管理者の違う道路もあるわけですし、それぞれ協議ですとか、それから財政的な予算面なんかも当然絡んでくると思っております。現状何かそのような話が進んでいるのか、全くこれからなのか、その辺も含めて具体的な取り組みをご答弁いただければと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 議員おっしゃるとおり、国道であると国、道道、あるいはそういった面では北海道と協議というようなことで、これからになるというふうに考えております。

○議長（熊谷俊幸君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） これからになるという一言だけの答弁ではちょっと具体性がないです。もうちょっと経過があれば経過も説明していただきたいですし、今後どのような形で進めようと考えているのかということもやっぱり説明していただかないと議論に全く

ならないので、担当の係長、どうですか。何かその辺のことがありましたら、情報提供いただけませんか。

○議長（熊谷俊幸君） 商工観光課観光振興係長、富樫潤君。

○商工観光課観光振興係長（富樫 潤君） お答えいたします。

道路標示等々につきましては、管内等々でそういった表示をするだとか、そういった動きは現状としてないというような状況になっております。

○議長（熊谷俊幸君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） それでは、町所管の町道についてお伺いしたいのですが、これは町道については羽幌町が設置しようというふうに決めれば進めていけることが可能になるというふうに思います。例えば国道からフェリーターミナルまでに向かう道路沿いのサインとか、私はそういうところから真っ先に手をつけて、外国人の方、そして日本の方も両方の方々が何か先々の旅に期待を持てるような、そういうようなものを準備をしていていただきたいというふうに思いますが、その点についていかがですか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私もそういうふうに思いますが、現状につきましては全てこれからでございますので、何ができるか、また予算面についても検討してまいりたいと考えておりますので。

○議長（熊谷俊幸君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） それは、来年度に向けてということでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 来年度に向けて考えますけれども、来年できるかどうかはその状況によってわかりませんので、今のところ、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 今は道路とか、どちらかというところそういう公の表示ということについてお話ししましたが、そのほかに民間レベルでも当然やらなければならないことがございます。質問の中にも書き込みましたが、まず交通機関がその一つでありましょうし、それから宿泊施設内の表示もそうだと思います。それから、観光客が立ち寄る観光施設あたりもそういう民間の部類に含まれるというふうに思います。なかなかそれぞれが独自に進めようとしても、その方法ですとか、あるいは予算のことだとかさまざまな障害があって、難しい部分もあるのではなかろうかというふうに思います。だからといって行政が全て丸抱えでやるということにも当然ならないであろうというふうに思います。私は、まずはインバウンドを進めるに当たって、行政側もこれ対策が必要だというふうに認めているわけですから、そういった民間の方たちをうまくリードするような形で推進を手助けする。できるのであれば、何かの制度の上での財政的な支援もとれるのであれば非常に進めやすいものになると思うのですが、これぜひともまずはやる気のあるそういった民間事業者でそういった組織をつくるなどして、そこに町も入ってというようなこと考えて

いただけないものかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） そういうことにつきましても全て今当町では最初の答弁で申し上げましたとおりバックデータ等がほとんどないような状況からのスタートでございましたので、今後の課題ということで認識しておりますので、進めることは進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） もう一つです。外に向かったのPRについてお伺いいたします。

例えばインバウンド対策としての商談会の参加、それから海外出展、答弁の中にはそういったものに対する支援の施策があるというふうになっております。具体的にインバウンドに対しての商談会、それから海外出展、どれぐらいの件数があって、どれぐらいの支援額になっているのか答弁をお願いいたします。

○議長（熊谷俊幸君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

インバウンド対策としての商談会での実績はございません。ただ、商談会ということで国内外に向けた商談会についての支援について現行制度は持っております。

○議長（熊谷俊幸君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） この答弁を読む限りにおいては、インバウンドに対するそういう商談会とか出展に対する経費を支援行っていますよというふうに読み取れますけれども、こういうことはやっていないということですか。

○議長（熊谷俊幸君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

対象にはなっておりますけれども、実績がないということでございます。

○議長（熊谷俊幸君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） では、そういうことを海外に例えば出展したり、海外に商談会として行きたいという場合には利用できる制度があるということで、それはもうちょっとそういうことも含めて今後PRするといいと思います。それそういうことでよろしいですか。

○議長（熊谷俊幸君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

商談会等々、今まで実績はありませんけれども、制度的には持ち合わせておりますので、周知を含めてこれからやっていきたいと思っております。

○議長（熊谷俊幸君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） インバウンドに関しては必要性は認識しているけれども、まだまだこれからの部分があるというふうに質問を通して認知いたしました。ぜひとも積極的に、この国で定めた北北海道ルートという周遊コースの中に訪れている外国人客も10%

以上の増加率で伸びているという傾向がございますので、できるだけ早い取り組みをまずお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。天売複合化施設についてお伺いいたします。去る8月末の天売島での町政懇談会には私も参加しておりましたが、町長が冒頭に天売島の複合化施設を先送りするという、その一言が一番最後にありまして、それ以上の前後の説明も前振りもない唐突な一言だったものですから、驚いたと同時に耳を疑った次第です。普通議決というもの経れば、特に1,000万を超す基本設計という非常に大きな事業ですから、それが議決された時点でようやくこの事業がこれから軌道に乗って進む、そういうふうに誰もが思うわけです。その町政懇談会が最初の、私にとっては最初に知った場であったことについてももうちょっといろんな協議の場というのは持ってもらえなかったのかというような思いも強くそこで抱きました。

そこで、お聞きしますが、そういう決断に至った経緯をまず最初に聞きたいと思います。もちろん町長もご存じのとおり、議決までは本当に長年にわたる地域の要望があって、そして学校、ちびっこランド、それぞれの施設が同じ部類の建築物の中では最も年数を経ている老朽化したものであると、そういう実態を踏まえて公共施設マネジメント計画で一体化させて、羽幌小学校の全面改修が終わったら、次には複合化施設として手をつけるという、そういうようなことで議決を経たわけです。議決までには当然役場内の政策調整会議、政策会議、そして議会の常任委員会等、さまざまな議論を経てきております。ですから、なおさらこの議決というのは私は重いと思います。なぜそれが覆ったのか。その議論のプロセスをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 平成30年度に入ってから羽幌小学校のグラウンドの整備、それから小中の教頭先生の住宅と、そちらのほうにも予算がついておりまして、実施設計の段階になりまして交付金がついていないというような状況になりまして、現実的に、今日も再三にわたってそういった制度の補助があるものというようなお話をさせていただきましたが、そういったものはついていない状況で進んできたということはわかりましたので、まず住宅については発注させてもらって、グラウンドについては地質調査と調査費も使っておるので、やったほうが得ですよということで現在も進んでおる状況でございます。そういった中で、その原因となるものは、この最初の答弁にありますように焼尻の小中学校の耐震化が済んでいないというような状況で、そのことについては上部団体といたしますか、道のほうでははっきりそういったことはおっしゃってこないようでありまして、ここに書いてある通達文書でわかるというか、推測するというような状況で、それでは島民から言ってくる言っていないけれども、そういったものを考えるためにも予算が必要であるから、先に取り組んでいる天売島の施設についてはやりたいけれども、当然辺地債を、あるいは過疎を使うとそっちの枠が消化してしまう。そうすると、31年については全く難しくなるということでとりあえず設計を見合わせて、どうなるのか、どうできるのかももう一回考え

てみたいということを担当者に申し上げて、議員おっしゃるとおり30年度予算の中で設計費をつけてあったわけですが、延期という形で町政懇談会の中で説明させていただいたわけですが。

○議長（熊谷俊幸君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 私は、聞いたのはどういうプロセスで決めたのかということで、理由についてもるる説明ありましたけれども、今の話で私が聞きたかったのは町長が担当者にそれを伝えたという部分です。そのことで決定したのですか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） はい、そうであります。

○議長（熊谷俊幸君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 町長がそういう思いに至るまでの間は、例えば政策調整会議だとか政策会議だとか、そういうものはこれをテーマに開いてはいないのですね。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） はい、おっしゃるとおりです。

○議長（熊谷俊幸君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 町長、どなたとお話し合いをしたか、例えば財政のことだとか、それから焼尻小中学校の耐震化の状況だとか、今後焼尻小中学校どうしていかなければいけないかとか、そういう話し合いも会議の場も持たずに、町長が判断したことを担当者に伝えただけで決定ということで、そして町政懇談会の場で、十数名の町民の方が集まった場での発表、そんなのでいいのでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 教育長……。

○10番（寺沢孝毅君） 町長に聞いています。町長に。

○議長（熊谷俊幸君） 町長ですか。

○10番（寺沢孝毅君） 町長に聞いています。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 誰かに相談していないのかということでございます。であれば、教育長にもお話を聞きましたし、担当課長にもそういったことの経緯については説明を受けております。

○議長（熊谷俊幸君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 実は天売の町政懇談会の場で町長の発表を知っていた後ろの課長さん方って余りいなかったと思います。その一つの、これは8月の31日に羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略、これは酒井課長が中心に説明したものですけれども、8月31日の説明で、いいですか。この地方創生の項目に公共施設の適正管理という項目があります。そこで外部有識者による評価等という項目に天売総合施設建設、中央小学校云々かんぬん、計画に基づき推進していく必要があるということで、そういうふうに外部有識者からもそういう公共施設マネジメント計画、天売の複合施設についてはそれにのっ

て進めるべきだという、そういうことで評価をいただいて、それにのっってこれで進めますよと。そこには町長も同席していましたよね。これは、恐らく有識者から検証いただいたのは7月12日ですという、そういう話を行政側するのでしょうけれども、全く役場の庁舎内で合議もされないまま町長のいわゆる一人の判断で、教育長とやりとりあったかもしれません。そこで延期をするという判断をされて、町政懇談会で発表する。このプロセスはいかがなものでしょうか。議場で議決をした案件です。私は、非常にこの議決を軽く見ておられる、軽んじておられるというふうに申し上げたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 結果として寺沢議員のおっしゃるとおりだというふうに私も思いますが、しかしながら緊急性と申しますか、先ほど申しました教員住宅の建設等の交付金という問題と、これから進めなければならない事業の中でそういったものが障害となるのであれば、どういうことなのかこれから協議をしなければならないので、そちらを優先するためにこの事業、天売の複合化についてはとりあえず今設計を事業として出してしまったのでは取り返しがつかなくなるので、私が独断と言われてはしようがないのですけれども、中止を決定したということでございます。

○議長（熊谷俊幸君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） そういう決定のプロセスが非常にまずいということがこれで1つわかりましたが、次に私問題にしたいのは焼尻小中学校が耐震化が済んでいないから、教員住宅、それから学校グラウンドの交付金がつかなかったというふうにもう決めつけておられますが、私はそうでないと思います。北海道教育長、それから文科省の担当者にも私何度も何度も納得いくまで電話をして聞きました。当然耐震化をしていないので、交付金をつけていませんとは、そういう話はしません。こういう話をしていました。耐震化を求めているのは公立の教育施設ですということです。つまり小中学校だけではありません。幼稚園から高校まで含まれます。羽幌町には幼稚園はありませんね、公立の。ですから、小学校、中学校、天売高校も含まれます。これら全てが耐震化されていなければ、交付金の優先順位としては低くなりますよと。でも、その中身についてはどうなるかわかりません、そういうことです。焼尻小中学校を耐震化すれば交付金がつくということではないのです。あくまでそして全て100%耐震化が完了しなければ、交付金が当たらない可能性としては同じなのです。そういう意味で理論間違ってはいますけれども、それについて何かございますか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） その部分については議員おっしゃるとおりでございますが、私自身といたしましては、義務教育である小中学校を優先すべきという考えはまず根本的にありましたので、先ほど申し上げましたように、優先順位として天売が、複合施設が先でありましたが、このことにつきましても天売というよりも焼尻のをどうするか、どうできるのかといったことを議論しないでこれに進むわけにはいかないと判断したために、せっか

くの議決いただいた建設費の予算でございますが、中止したということでございます。

○議長（熊谷俊幸君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 義務教育を優先するか高校を優先するかという議論は、公共施設マネジメント計画のときに終わっています。義務教育、高校、その両者の中から老朽化度合いの高い最も古いところからやりましょう、最も危険なところからやりましょうという結論で、これ町長も在任していますから。そういうことで計画がされました。そして、予算化もこの3月議会でされました。今私が問題にしているのは、耐震化しなければならないのは町内の公共の学校施設です、全て。体育館も含んで。ですから、そこには小中学校も高校も優劣はないのです。そのことを私は指摘しているのです。だから、交付金が焼尻小中学校の耐震化終わらせればつくという考え方は誤りだと思います。その辺についてどうですかと言っているのです。

○議長（熊谷俊幸君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） ただいまのご質問ですけれども、文科省のほうで公立学校施設の耐震化については最重要課題として、平成27年までに耐震化を完了するというところで進めてきておりました。完了はしなかったわけですけれども、その後もフォローアップということで毎年施策を強化しながら進めてきている現状がございます。先ほど町長の答弁の中で5月段階でそういう通知が来たということ申し上げましたけれども、今年、平成30年4月1日段階で文科省が発表した資料の中には、それが8月の28日に一般公表をされたところでございます。その中であります、99.2%の耐震化率ができたということで、残り172の公共団体がまだ耐震化済んでいないものを持っているということで公表されたところであります。その172の中に羽幌町が入っていると。そして、その公表の中身は、羽幌町の場合はほかの施設は全部耐震化できたわけですけれども、焼尻の小中学校と体育館ということで、これ施設的には小学校、中学校、体育館ということで、体育館は小中学校あるので、4施設というふうに勘定されます。羽幌町の施設は全部で15施設あって、そのうちの4施設ということで、73.3%の耐震化率ということでございました。この耐震化率は、全国の中で9位ということで報道発表されておりました。そういう中では、その中で文書表現でさらなる強い指導をしていくという文書表現もあったところでございまして、先ほど言いました5月段階での通知の内容というのはより厳しくなるということがはっきりしているわけです。先ほどから高校の部分、おっしゃるとおり公立学校施設でありますけれども、高校の施設はこの文科省のフォローアップの中には含まれていないということでありまして、そういう施策の中でもその部分が入っていないということになっておりますので、とりあえず一番今問題になっているのは焼尻の耐震化ということであるということでございます。

○議長（熊谷俊幸君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 羽幌町は、今教育長からありましたとおり平成27年度中に公立学校全てを耐震化しなさいと、文科省がそういう指導をずっとしてきた中で、それを達

成できなかった全国でもワーストに入る町なのです。平成27年4月1日現在で、羽幌町の耐震化率というのは55.6%と公表されています。全国でワースト15位です。全国の市町村の中です。北海道の市町村の中ではワースト7位です。それが平成30年、今教育長9位と言いましたけれども、全国の市町村の中でワースト9位です。道内ではワースト4位です。つまり町内の小中学校の耐震化をずっとこの羽幌町はやらずに来たわけです。そして、文科省の指導があつたにもかかわらず、それをずっと見過ごしてきた。そういうことを重々承知の中で公共施設マネジメント計画をつくって、そんな中でも天売、焼尻はやはり天売島の高校を含め、ちびっこランド、老朽化が最も激しいから、こここそ利用者の生命を守るためにこちらを先にやりましょうと。焼尻はやらないという話ではないですよ。その後に焼尻島の耐震化もきちっと組み込まれているのではないですか。なぜそういう町の事情をきちっと説明できないのですか。私は、電話で文科省の担当の方にいろいろ説明しました。そうしたら、当然小中学校も耐震化すべきだ、でも高校はやらなくていいというわけでは全くありませんよと。当然同じように耐震化を進めるように議員からも町に働きかけてください、こういう話がありました。そういう経過の中で決められてきたことをしっかりとある程度踏襲しながら、そして羽幌町が設置者である公立学校の耐震化ということを進めるのが筋道ではないですか。これを先送りをして、焼尻の小中学校、少々時間かかるでしょう。まだ場所も決められていないという中、数年後に着手される。そのときまだ天売は終わらない。それが終わってから天売が次終わる。この手続では、単に当町の公立学校の耐震化をいたずらにおくらせるだけの施策としか言えません。それは、文科省の方針と全く逆行することではないですか、逆に。どうでしょうか。考え直していただませんか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私は、先ほど申し上げましたとおり、焼尻のことが原因というふうに感じておりますので、天売島の島民の方にもそういうふうに申し上げましたし、今後そういう形でどちらが先にできるか、焼尻の小中学校先にするというわけではございませんが、そのことを念頭に置きながら進めなければならないというふうに思っておりますので、今天売島の復活させるという考えはございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（熊谷俊幸君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） いろいろな私も情報集め、そしてこの羽幌町で教育を受ける子供たちの生命のこと考え、そして意見を述べても、あくまでもう述べてしまったことに固執するというのは非常に疑問を感じます。何のために耐震化があるのか。これは、皆様にご存じのとおりそこで学ぶ、あるいはスポーツをする、過ごす子供たち、その子のためにやるわけです。命を守るためです。住宅等の交付金のためにやるわけではありませんよね。ちょっとそこ間違っただけじゃない重要なところではないでしょうか。いつの間にか財政が逼迫している、口癖のように町長はおっしゃりますけれども、一番大事な命です。交

付金のために命を守ることをおくらせたりすることはあってはならないと私は断じて思います。

では、次に移ります。天売港の改修問題です。地元の漁業者等が指摘している防波堤の消波ブロックの沈下についてですけれども、これは顕著な変状がないというような調査結果が答弁の中で報告されました。きちっと測量するなりして調べた結果であれば、きっとそうなのだろうというふうに思いますが、それは本当にそうであるとするならば、ではなぜ漁港の泊地の静穏度が悪いのかということをやっぴりなおさらしっかり把握しなければならぬというふうに思います。静穏度がやはり落ちつかない、悪いということが漁業者を苦しめているわけですから。そのために町が今考えていることというのは、写真や映像で記録する、情報収集するというのと答弁されていますが、これはさんざんこれまでもうされてきたことであって、漁協の担当者もいつまで送り続ければいいのだというようなちょっと嘆きにも聞こえるような声が聞こえてきています。私は、そういうことではなぜ静穏度が悪いのかということがもうわからないところまで来ているというふうに思います。もっと科学的な調査をして、そしてどうすれば安全に船を係留できるのかということをやっぴり検証していただきたいなというふうに思います。例えば羽幌港、フェリーが中央埠頭に移ったときに冬期間静穏度が悪くなって、係留できないという事態が起きましたね。そのときにもやはり専門的な調査をして、その対応策というものを考えてきました。同じような手法をぜひ考えていただきたい。そして、その上でどうすればいいのか、そしてどれぐらいの経費をどんな割合でかけていったら先々安心して利用できるのか、そういう道筋を描いていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 天売港の科学的な調査というようなことでございますが、私どももそう思っております。留萌開建、あるいは北海道開発局等行って、いろいろと北海道港湾協会の方々と一緒にお願いをしているところでございまして、当方には技術者はおりませんので、そういった関係のところのご指導を仰いでいるところでございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（熊谷俊幸君） 寺沢議員、残り時間、残り5分となっておりますので、そろそろまとめていただきたいと思っております。

10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） その点に関しては、では科学的な方法も取り入れつつ調査をしていただけないかということで理解をしたいと思っております。

あと1つつけ加えたいというふうに思います。実は国境離島法という法律が今年の4月1日から施行されておまして、10年間の時限立法でずっと続くわけですけれども、その中に国、地方公共団体が港湾を整備をしなければならないという条項も盛り込まれています、その一つとして。そのほかにもさまざまな離島の暮らしや経済活動を守り、促進するための条項が組み込まれていますけれども、この国境離島法の島として天売、焼尻が含まれ

ていないのです。利尻、礼文、奥尻、そして全国のいわゆる国境に対するような離島はほとんど含まれています。これは、この法律に適用になっているのとなっていないのでは明らかに離島間の格差、交通も含め、それから今言った港湾の問題、やっぱり優先順位としてはどんどん、どんどんおくれていくということがあります。なぜここに該当になっていないのか、それから今後国に対する働きかけとして、この法律に2つの島を適用してもらおうという働きかけ、これをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 国境離島法に適用になるように頑張るよということによろしかったかと思いますが、天売、焼尻島につきましては有人国境離島という指定を受けておりまして、寺沢議員おっしゃいました利尻、礼文、奥尻につきましては特定有人国境離島という、特定という2文字がついて、議員おっしゃるとおり特別の優遇措置が受けれるということで、私も昨年の4月とおっしゃいましたそのころに違いがわかりまして、それからいろいろお願いやら情報収集やらやってまいりまして、今年の6月でしたか、7月でしたか、6月だったと思いましたが、全国の離島協議会の中でまたそういうお話を聞いて、お願いもしております。しかしながら、議員立法ということで、できたばかりで、今はさわれないというようなお話をいただき、その議員立法も、稚内というと何区になるかちょっと今わかりませんが、武部新代議士が中心になっておられたようで、道の離島関係の職員の方にお伺いしたところでは、武部新さんのお父さんであります武部勤さんの2代にわたるそういった行動はやっと実を結んだので、今天売、焼尻もと言われてもすぐにいかないで、そういった情報は上のほうに伝えるので、もうちょっと時間が欲しいということで、今年の7月にそういうことでとまっているといいますか、そういうお願いをしてきているところでもありますので、もう少し時間をいただきますようご理解とご協力お願いいたします。

○議長（熊谷俊幸君） 持ち時間45分を過ぎておりますので、最後の質問としていただきたいと思えます。

10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） これは昨年の4月から施行された法律ですけれども、その1年前にはもう成立しております。ですから、成立前に動かなければそういうところには入りません。その辺の国の動きに対することをもう少し敏感に、そして初動を早く、地域のためにもっとぐっといろんなことを押し込んでいただけるようにご努力をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（熊谷俊幸君） 答弁は要りませんか。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで10番、寺沢孝毅君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時00分

○議長（熊谷俊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○議長（熊谷俊幸君） お諮りをいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりこの際あらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

◎一般質問（続行）

○議長（熊谷俊幸君） 一般質問を続けます。

次に、2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、大きく2点について質問をいたします。

まず、水害に強いまちづくりについて伺います。平成27年7月に修正された羽幌町地域防災計画には、その第2編第11節、水害予防計画の中に洪水や雨水出水、高潮等による浸水想定地域の指定があった場合の説明が述べられていますが、27年度現在本町に浸水想定地域の指定はなしと記述されています。しかし、近年全国はもとより、道内の各地でも台風や大雨により河川堤防の決壊や床上、床下の浸水、道路の冠水、農地への浸水などが発生しています。羽幌町では、今年更新されたハザードマップが各家庭に配布され、これには大雨時危険区域が離島地区を除き示されていますが、河川の標高や地盤の高さをあらわしたものであり、降雨量や雨水管の流量能力を考慮したものではなく、大雨時の市街地や農地への浸水に対する不安は拭えません。こうした点から水害に強いまちづくりに関して以下質問をいたします。

1、浸水想定地域に指定する基準など、どこがどう判断するのでしょうか。

2、羽幌川や福寿川、築別川などの堤防の治水能力はどうなっているのでしょうか。

3、これまでの水害の記録としては平成11年8月20日の床下浸水2件を最後に、それ以降記録はありませんが、道路の冠水は災害とはならないのでしょうか。近年の道路の冠水の発生状況、そのときの降雨量はどうであったのでしょうか。

4、浸水や冠水を防ぐための施設整備、道路や側溝の雨水管の流量能力も加味したハザードマップの検討など、さらなる水害防止に向けた考えをお聞かせください。

次に、2つ目の質問です。中央公民館建て替え事業の進捗と他教育関連施設建て替えへ

の影響について伺います。平成28年策定の羽幌町公共施設マネジメント計画では、中央公民館旧館の建て替えについて29年度に基本設計し、30年度から32年度にかけて建設される計画となっています。28年10月開催の文教厚生常任委員会でもそうしたスケジュールが説明されました。しかし、30年度の半ばを迎えた現在もまだ基本設計が示されていません。今年度建て替え予定であった羽幌小中学校の教頭宅の建設が次年度以降に先送りされたほかにも、天売の複合施設、焼尻の教員住宅、羽幌小中学校の校長宅、天売の教員住宅などの建て替えが36年度までにかけて続きます。こうした状況を見ると、建て替えスケジュールが過密し、予算や事業者の確保の見通しはどうかと懸念されるところであります。そこで、中央公民館建て替え事業の進捗状況はどうなっているのか、また他の教育関連施設建て替え事業への影響についての考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 金木議員のご質問にお答えいたします。

なお、2件目については、私の答弁の後、教育長からご答弁を申し上げます。

それでは、1件目、水害に強いまちづくりについてお答えいたします。1点目の浸水想定地域の指定基準やどこが判断するのかについてであります。水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定につきましては、まず河川の規模や洪水時における住民の経済活動上の影響の度合いから洪水予報河川及び水位周知河川の指定を河川管理者である国、または都道府県が行い、これらの河川について国の定める基準により設定された想定最大規模降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として当該河川管理者が指定するものであります。

次に、雨水出水浸水想定区域であります。公共下水道等の排水施設で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものと指定した施設について、想定最大規模降雨により当該施設に雨水を排除できなくなった場合、または施設から河川や公共の水域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を当該施設を管理する都道府県、または市町村が指定するものであります。

次に、高潮浸水想定区域であります。海岸において高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして所在する都道府県が指定した海岸について、国が定める基準に該当する想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を当該都道府県が指定するものであります。

2点目の堤防の治水能力についてであります。河川の整備に当たっては流下能力を算定した上で河川の計画断面を検討いたしますが、羽幌川については50年確率による算定式を用いて計画断面を決定し、昭和41年度から平成13年度までの間、羽幌川河口から字平まで11.3キロメートルの区間の河川改修工事を実施しております。福寿川につきましても羽幌川と同様に50年確率による算式を用いて計画断面を決定し、既に改修工事を終えております。また、築別川につきましては、86年確率による算式を用いて計画断

面を決定し、昭和35年度から昭和47年度までの間、築別川河口から築別9線まで6キロメートルの区間の河川改修工事を実施しております。なお、北海道では、羽幌川や築別川の氾濫の原因となるおそれがある箇所ので木や掘削について、平成28年度より順次進めております。

3点目の道路の冠水は災害とはならないのかについてであります。人的被害及び物的被害がない場合は災害の位置づけとはならず、北海道への被災報告の対象にもなっておりません。また、近年の道路冠水の発生状況及び降雨量についてであります。最近では平成26年8月4日から5日にかけての降雨で南6条通り栄町のガソリンスタンド付近で冠水し、降雨量は159.5ミリメートルを観測しております。これより以前のものでは、平成22年8月14日に81ミリメートルの降雨を観測し、先ほどと同じ南6条通りと北3条2丁目で冠水しております。

4点目のさらなる水害防止に向けた考えについてであります。施設整備につきましては、3点目で述べました冠水の発生を解消すべく北3条通りについては平成23年に管渠布設工事を実施し、南6条通りについては今年度工事を実施しているところでございます。また、雨水の流量確保につきましては、道路側溝の清掃を年度ごと計画的に実施しております。南6条通りの管渠布設工事が完了しましたら、これまでの降雨実績から想定される降雨量につきましては対処できるものと考えております。ただし、想定を超える災害が各地で発生していることを踏まえ、降雨量を初め専門的見地からの災害予測が重要であり、国や北海道からの助言を仰ぎながら、こういった取り組みが必要かを検討してまいります。

私からは以上でございます。

○議長（熊谷俊幸君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 続きまして、私から金木議員のご質問2件目、中央公民館建て替え事業の進捗と他教育関連施設建て替えへの影響についてをお答えいたします。

初めに、進捗状況についてであります。これまでの経過を申し上げますと、平成28年度に建て替えに向け広く意見を聞くため、公民館利用者やサークル団体、図書室利用者などを対象にアンケート調査を実施しております。いただきましたご意見をもとに素案をまとめ、今年度検討委員会を組織して具体的な検討に入る段階にありましたが、建築基準法に規定されている日影規制に抵触していることにより、新たな建物を既存施設に接続することが現状困難であるということが判明をいたしましたことから、今後の方向性を決める上で時間を今要している現状にあります。

次に、他の教育関連施設建て替え事業への影響についてであります。財源や事業者の確保など極力他の事業への影響がないよう関係各課と協議し、計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上、金木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷俊幸君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

今回私が1点目に選んだテーマとしまして、数あるいろんな災害の中で特に水害という文言を使いまして、その水害に対するまちづくりについてと決めさせていただきました。ご存じのとおり、災害には火災もあれば台風や暴風雨、地震、そしてまた津波等々たくさん種類はあるのでありますけれども、これは私の勝手な解釈といいますか、予想で、この羽幌の地において将来大地震、大津波が発生する確率と大雨による浸水が発生する確率、これを比べてみた場合、本当に私の勝手な想像ですが、後者の大雨による洪水、浸水のほうがより確率が高く起こるのではないかという思いもありまして、今回このテーマ、水害に強いまちづくりということでちょっとピックアップさせていただいたところであったのですが、先日の胆振東部の、そんなに大きな地震が起こらないだろうと言われていた土地、地域でも震度7、震度6といった大地震が起こるということで、私もまたどつきり、びっくりしたところであります。水害にせず、災害に強いとおけば、いろんな停電の問題とかも質問はできたかと思うのですが、今日は発言通告どおり水害についてを主に質問をさせていただくのですが、答弁の中で現在想定している最大規模の降雨というような言葉が何点か出てきました。現在その想定している最大規模の降雨というのは具体的な数字というのはもう決められているのかどうか、その辺お話しさせていただきたいと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 総務課長、飯作昌巳君。

○総務課長（飯作昌巳君） お答えいたします。

町長の当初の答弁の中で最大規模降雨という表現を使わせていただきましたが、これにつきましては先ほど説明がありました洪水浸水想定区域を指定する際にそれだけの量が降った場合にどうなるかというところの基準でございまして、その基準につきましては国が示しているものでございますが、具体的に町村がその区域を指定するというところには至りませんので、具体的な数量等については現状では持ち合わせておりません。

○議長（熊谷俊幸君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 具体的には数字はないということですよ。そうすると、その後の川の堤防の状況といいますか、能力もお聞きしたところ、50年確率とか86年確率という説明も出てきました。これもうちちょっと詳しく言うのであれば、50年に1遍程度、86年に1遍程度ということなのかどうか、もうちょっと詳しく説明をしていただきたいと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 建設課長、敦賀哲也君。

○建設課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

50年確率、86年確率につきましては、50年確率でいえば50年に1度の大雨にも耐えられる構造になっているということで、過去の雨量のデータをもとにした設計をしているということでございます。

○議長（熊谷俊幸君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君）　そういう想定はしているというふうにいえばそうなのかなとは思いますが、果たしてそれが現実的なのかどうかというところでは、具体的な数字が述べられていないので、何とも言えないのかなという感想も持っています。大雨時、台風による大雨ということもある、そういう場合もあると思うのですが、そういったいわゆる想定を超えるさらに大雨などが降った場合に羽幌の上流にはダムがありますよね。築別のほうにもダムがありますけれども、ダムがあふれそうな、決壊しそうな、そのぐらいの例えば雨量、水がたまったというような場合にはダムの放流というのも想定しているのかどうか、その辺のシミュレーションというのか、考えをお聞きしたいと思います。

○議長（熊谷俊幸君）　町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君）　具体的な数字については担当者にも説明させていただきますけれども、そういうふうにご設定しておりますし、現段階といいますか、この月ではもう水田に水も要らないので、ダムは放流しているものというふう聞いております。具体的な数字については……。

○議長（熊谷俊幸君）　農林水産課長、鈴木繁君。

○農林水産課長（鈴木 繁君）　お答えをいたします。

具体的な数字は、ちょっと申しわけありません、今現在持ち合わせてはいないのですが、先ほど町長言いましたとおり、時期的に例えば水がたまっている状態にプラスして大雨というのとダムに水がないときに大雨という、状況も違うかとは思いますが、そのとき、そのときの状況で判断をするというようなことになろうかというふうに思います。

○議長（熊谷俊幸君）　2番、金木直文君。

○2番（金木直文君）　それぞれの観測所とかもあるわけですから、そういったものをチェックしながらの対応ということになるのだろうと思うのですが、先日本州のほうではダムの放流があつて、大きな被害が出たということも実際に起きているわけですので、もしもこの羽幌でそんな事態になったときにはどうなのかという心配もありますよね。そういったシミュレーションは、こういった場合にはこんな対応します、あるいは広報します、心配ありませんということをやはり何かの機会でお知らせするというのか、委員会等でもお聞きをしたいと思つてはいますけれども、特に今までダムの放流についての話は私記憶にはないのですが、本当にこれは大きな出来事になるだろうと思うのですが、その辺の対応、考えがあつたらお聞きしたいと思います。

○議長（熊谷俊幸君）　農林水産課長、鈴木繁君。

○農林水産課長（鈴木 繁君）　お答えをいたします。

現実問題として、私もそのような場面に遭遇当然してはいないのですが、当然であります、そのような状況の場合は、例えばダムの管理者、あと及び委託をしている改良区ですとか、そういうところで、当然ですけれども、そういうマニュアルを持っていますので、あと広報とかも含めて当然そのようなマニュアルに従つて動くというような状況に

なろうかというふうに思っております。でありますので、当然ですけれども、今議員言われましたとおりのような事故も多発しているということでもありますので、我々のほうでも広報等十分行いながらやっていきたいなというふうに考えております。

○議長（熊谷俊幸君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それで、話はちょっと今度町なかのほうになるのですが、道路ですとか農地も含めて冠水をすれば、災害の部類には入らないという答弁ではあったのですが、まず最初起こるのは道路の冠水であって、それがまたもうちょっとひどくなると床下浸水になり、さらにたまってくれば床上浸水になる。いわば災害の初歩の段階が道路の冠水だろうと私は推測しているのです。それで、平成26年に起きた冠水では、降雨量159ミリの降雨であったということなのですが、これが数字的には100ミリを超えていますので、かなりの大雨だったかと。私もこのときの雨記憶にありますけれども、これがもっと短時間に降った場合どうなっていたか。また、あれだけの雨がもう一時間、2時間降り続いていたらどうなっていたかというふうに思うと、今もぞっとするのです。そういった雨が本当にここ数年頻繁に起こっていますから、これは仮想の話ではなくて、本当に近い将来起こり得るというような気持ちでいなければならないのではないかと思います。ですから、こういった冠水をしそうな地域ということで、想定雨量も今よりももう一段、もう2段引き上げた上での想定雨量を一応考えて、そしてそうなった場合には羽幌町内のどの辺が冠水しそうだとか、もうちょっと今あるハザードマップ、今日持ってきましたが、大雨時危険区域図というのがあります。羽幌市街地がこの10センチ四方ぐらいのところの地図になっていて、果たしてこれでは自分のうちはどうなっているのか、もしこの辺が冠水したらどの道を通ってどうやって避難したらいいのか、こんな小さい地図ではわからないと思うのです。そういったことを考えると、そういったもう一段、もう2段引き上げた雨量も想定しながら、もうちょっと詳しいマップづくり、マップの想定とかということも必要になってくるのではないかなと思います。また、その場合の広報の仕方、今回の停電に際しては小中学校が臨時に休校になりますとか水が断水しますとかという広報車が来たのは覚えているのですが、これは雨も降っていないし、風もないので、比較的よく聞こえたのです。だけれども、大雨時にはあのぐらいの広報では全然聞こえないだろうと思うのです。ですから、そういうときにはどうやって広報するのか、そして避難の方法、どの道を通ってどこに避難すればいいのか、この市街地を、一緒くたにと言ったら語弊ありますが、もうちょっときめ細やかな、この町内の人たちはここを通過してこういうところに避難してというような、そういった細かい対策、対応、検討必要ではないかと思うのですが、そういった点についていかがでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 最近の天候不順と申しますか、内地のほうで時間当たり170ミリだとか200ミリというような状況を考えますと、当然そういったことも想定しなければならないのかなというふうに思っておりますが、現実的には6日の地震の後の停電等で

とりました対応で、あとはどうできるかといいますと、町内会や方面委員の方に連絡して、隣近所の連絡網といいますか、昔のパターンでいいます隣近所の助け合いと、共助というような方法に頼らざるを得ないのかなというふうに考えております。現実的に言いますと、議員ご指摘のとおり、ご心配のとおり現在の道路、あるいは排水の管渠等といいますと当然あふれることは想定できますし、歩いては逃げられない。また、内地のほうで見ております、車も冠水するとすぐ動かなくなるというような状況でございますから、当然そこには機械やそういったものに頼るということはもう難しいと思いますので、人的に隣近所の共助に頼る方法を何とか構築するのか、考えていかなければならないのかなというふうに今回の災害、あるいは内地で起きている災害などニュースで見ている限りでは、そんな感じと言ったら申しわけございませんけれども、思っておりますので、そういったところを担当課とも協議しながら探してみたいと思います。

○議長（熊谷俊幸君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） あと、もう一、二点具体的な私の提言というのか、具体的な策として申し上げたいと思っていることは、過去の冠水をしたところについては下水道さらに整備をして、もう心配ないのだという答弁もいただいておりますし、今後に向けてもまた道などの関係機関とも協議しながらさらに対策を進めたいということですので、答弁はいただいておりますので、一応納得はしているのですが、現在羽幌町内に布設してある雨水管等の設備もやはり計画的に進める。一遍に全部は当然無理なのは承知ですけれども、例えば道路工事などでどこかの区間100メートル、200メートル新しく道路しますよというときには一緒に雨水管ももう一段、もう2段太いものに入れかえるとか、それを一応全町的な視野で、この区間だけ太くすればいいのだというのではなくて、全町的に雨水に強いまちづくりということで、せつかく道路をほじって新しくするのですから、ついでと言ったらなんですけれども、雨水管も新しいものに、太いものに、流量保てるものにするといったようなこともセットとして考えていく。既にそうやっているぞというのであれば非常にうれしいのですが、そういった考えについてはいかがでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 上下水道課長、宮崎寧大君。

○上下水道課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

今現在雨水管の整備ということで、今6条通り、栄町の場所でございますが、ここが、先ほど来申し上げておりますとおり、28年度から今年度工事を行っているところでございます。この辺につきましても過去の冠水の例から社会資本整備の交付金を活用しながら、計画の中に盛り込んだ中で整備をしておりますので、今後ももしそういうところがございますら、道路、河川ともそうですけれども、関係課とも協議をしながら、計画に盛り込みながら整備をしていくことが必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊谷俊幸君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） ぜひとも、いろんな予算もかかることですから、一度に大量にと

いうことは当然無理なのはわかるのですが、今よりも少しでもやっぱり大雨に強いまちづくりということを一応念頭に置きながら対応、対策をしていっていただきたいと。

それで、先ほどハザードマップもっと詳しいものということ申し上げましたが、実は既に……既にと言ったらあれですね。岐阜県の可児市という町がありますが、可児市という町で、ここで平成22年に記録的な大豪雨があったと。すごく大きな被害が出たのだそうです。その当時もう既に市がつくったハザードマップは配布済みではあったのですが、余り役に立たなかったと。それは、ハザードマップがあるという認知度も低くて、活用がされなかったということなのですが、そこで考えたようなのです。地域ごとに、いわゆる町内会、自治会ごとに我が家のハザードマップをつくったと。全市、市内全自治会を挙げて、手づくりのと言ったらいいのでしょうか、我が家のハザードマップ、つまり自分の家の位置がわかる、そして四方八方の道路がわかる、一番近くにある避難所がわかるというものを、自治会ごとに我が家のハザードマップをつくって、いろんな町でつくっているハザードマップをさらに進化させた独自のマップづくりをして、それが非常に見やすいし、本当に配布して終わりと言ったら語弊ありますが、もっと活用されるマップづくりをしているということが実際にありました。自助、共助、公助という言葉も先ほど町長からありましたけれども、確かにそういう考えも1つ大事だとは思いますが、余りにそういう言葉に頼ってしまうと縦割りになってしまって、何か融通がきかないような話になってしまうのではないかと。例えばこういった手づくりマップ、我が家のハザードマップを全町的につくるということになれば、個人も家でも町内会でも町は行政も一体になってそういった運動というのか、そういう防災意識も高まるでしょうし、非常に素晴らしい取り組みだなと私は思っているところなのです。ぜひともそういったことも研究しながら、もうちょっと、そう簡単ではないですし、そんな機関もうちの町ではないのか、ちょっと難しい感じもありますが、どうなのか、必要などころ、ではそういうところあるのならぜひうちの町内でもやってみようというところがあれば、町としても支援する、応援するなりとかいう、そういうような取り組みもぜひ検討してみてはどうかなと思うのですが、改めてちょっとお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（熊谷俊幸君） 総務課長、飯作昌巳君。

○総務課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

金木議員のご質問の中で例えばハザードマップの作成というようなことだったと思います。それで、先ほど申し上げましたとおり、現状これまでの降雨実績から勘案した場合はある程度対応できるのかなという想定をしておりますけれども、金木議員のご質問にもありましたとおりそれよりも1歩、2歩踏み込んだ降雨量の想定も必要でないかというお話もございましたので、そこら辺の想定を国なり道なりにご相談を申し上げまして、そういった想定が見えてきた場合、ただ単純にマップを作成するだけでいいのか、それともほかに先に施すことがあるのか、そういったものも勘案しながら、そういった新たな取り組みというものにちょっと向かっていきたいなというふうに思っております。

○議長（熊谷俊幸君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。

それで、次の大きなテーマ、もう一つ、中央公民館関連の質問なのですが、これはしばらく、ちょっと前から私は中央公民館の事業どうなっているのかなということ疑問に思っていたのです。担当課、教育委員会、社会教育に行けば細かく教えてくれたのかなとは思いますが、あえて今日お聞きをしたところなのですが、そうしますと建築基準法に規定されている日影規制に抵触をするというふうなことで今ちょっととまっているというのでしょうか、そういう状況のようなのですが、もうちょっともし可能であれば詳しく説明していただきたいのですが、この建築基準法、日影規制、どこに建てようと考えていたらどこが日陰になるのかどうかというようなところもし可能であれば説明いただけますか。

○議長（熊谷俊幸君） 建設課主任技師、石川隆一君。

○建設課主任技師（石川隆一君） ただいまのご質問にお答えします。

まずは、既存の建物に増築する場合なのですが、既存の部分含めて適法な状態にしなくてはいけないので、接続することができないという状態であります。位置、増築する場所によりというよりも、もとの状態を適法な状態にしてからで増築が可能になるということです。

○議長（熊谷俊幸君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） ちょっと今のでわかりにくいと思いますが、素案をまとめていた段階である程度大まかな形というのが素案としてつくられまして、それを旧館というか、今の公民館に接続する形での素案がまとまったところだったのです。その形を建築の詳細を知るために建築家と協議をした段階で、実は旧館の部分が今言った日影規制に抵触するというので、新しくつくるものをくっつけることができないということになりました。その時点でまず方策を考えなければならないということで、今若干計画がとまっている段階でございます。

○議長（熊谷俊幸君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） では、今も既に建っている旧館そのものが法にのっとっていないというのか、そういう説明ですよね。これから建てようとするものという意味ではなくて、そういうもの……私もこの点についての説明というか、法律余り詳しくなくて、てっきりどこか建築予定をしていたところに建てると隣接する施設が日陰にでもなって、そこからの問題やらトラブルを避けるためにとまっているのかなと思っていたのですが、そうではないのですか。

○議長（熊谷俊幸君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） おっしゃるとおりで、旧館の部分が今抵触しているという状況になっております。

○議長（熊谷俊幸君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） ということは、旧館を建てたのはかなり前ですから、どこまで掘

り下げていったらいいか、余りよろしくないというのか、この場で大丈夫なのですか。大丈夫なのですかというのは、それを解消するためには改築、例えば旧館を取り壊して、どこかに新しく建てるとか、そういうことについては大丈夫なのかどうか、その辺。

○議長（熊谷俊幸君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 申しわけございません。ただいまの答弁で旧館と言ってしまったけれども、既存の建物という意味でございまして、既存の建物がそういう抵触をしているということでございます。既存の建物、今新館と旧館で、新館のほうは使って、旧館のほうを壊してという、そういう計画なのですけれども、その意味での新館のほうは日影規制に抵触しているということなのです。

○議長（熊谷俊幸君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 余り突っ込んで聞くと何か大問題になりそうな気もだんだんしてきたのですが、この問題、では解決するための方法はどんな方法が考えられるのかどうか、その点お聞きしたいと思うのです。

○議長（熊谷俊幸君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 現時点ではいろいろ方策という部分を探っている状況で、一般的にどういう方策があるかということでは道とかにも相談をしている状況でございます。

○議長（熊谷俊幸君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） そういった、これまでのお聞きしたところ、これ以上具体的に聞いても検討するとか方法探すぐらいの答弁で終わってしまうかなという気になってきたのですが、そういった問題であれば、うちら議会は委員会でも示されておりますし、マネジメント計画の中にも盛り込んでいるわけですから、どこかの時点で説明するなり、もうちょっと早い対応というのか、この本議会の場でこういった答弁をされるよりは、何か違う対応してほしかったなと思うのですが、この後私はお聞きしたいと思っていたのは、この中央公民館の建て替えが1年、2年おくれたことによる影響です。先ほど寺沢議員のほうでは天売の複合施設の問題と焼尻小中学校の問題、かなり詳しくやりとりしましたので、私はその点には直接は触れませんが、ただ私のこれまで考えてきたところでちょっと言わせてもらえば、マネジメント計画によれば今後中央公民館の建て替え、マネジメント計画の中にのっている予算額、これ私なりに集計したのですが、中央公民館では9億906万円、羽幌小中学校の教頭宅建築で2,990万円、これはマネジメント計画、実際には7,000万ほどの計画になっていると思いますが、そのほかに天売複合施設が4億5,889万円、焼尻教員住宅が4,955万円、あともう四、五年先には羽幌小学校長の校長宅が改築になります。これもマネジメント計画では2,990万円ですが、実際には恐らく7,000万ぐらいにはなるだろうと。そのほかにも天売教員住宅、今3棟あるかな。3棟ある天売の教員住宅も順繰り、順繰り建て替えて、1億3,804万円。そうなると、合計16億を超えます。16億1,534万円、これが平成36年度までの教育関連の建設費の総額。今年、来年で武道館も建て替えておりますし、先ほどの話を聞けば、焼尻小

中学校も今後どうなってくるか、入ってくるのかどうかと思いますと、非常に予算の規模も大きくなりますし、町長も大変頭を悩ませられたのだらうとは思いますが、こういった問題はやはり本議会が始まる前にわかるだらうなと私は思うのです。ですから、もし緊急で先ほどの天売の計画を一時ストップしたいということであれば、本当に大きな方針の転換になりますから、緊急でも委員会や議会を招集していただければ、1日、2日あれば、大体羽幌町にいるのですから、突発、用事のある人は1人、2人欠席したにしたって、委員会を開いて、町側からこういう説明があったということになれば、またいろんな協議の方向とか方向性見えてくるのではないのかなと私は思って、先ほどの質疑も聞いていました。非常に予算をどうとるかというよりも、命の問題が大事だということも私もどきっとしました。確かにそのとおりだと思って聞いていましたが、かといって何か建てるとなれば予算がなければ何も建たないというところをみんなで協議しながら、考えながら進めていくというのがやはり本当の進め方なのではないかなと思うのです。今るる私はいろんな項目申し上げましたけれども、私の質問がざっくりとした質問だったので、答弁も関係機関と協議しながらという答弁で終わっていますが、改めてそういった進め方、検討の仕方について何かお考え、今の時点でお答えいただけるのであればお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（熊谷俊幸君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

金木議員おっしゃられるとおおり、大きな事業続いていく予定になっていたものが今ちょっととまっている状況になっております。いろんなものまずどうするかという検討が進んでいった段階で、全体的に予算の確保ですとか財形の確保もございまして、少しずつ検討が進んだ段階でどのように進めるかという形でまた内部の協議を進めて、あと委員会等にもご説明しながら進めていく形になると思います。

○議長（熊谷俊幸君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、質問は以上にしたいと思います。本当に教育関係施設、改めて見てみますと非常に重要な施設でありますし、児童・生徒の直結した建物、住民の人たちの直結した建物ですので、非常に慎重に、また詳細にきめ細やかな対応を今後もぜひお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（熊谷俊幸君） これで2番、金木直文君の一般質問を終わります。

#### ◎散会の宣告

○議長（熊谷俊幸君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

（午後 3時49分）